

平成30年度一般会計予算特別委員会会議録

平成30年3月14日（水）

（開 会）10：00

（閉 会）16：13

○委員長

ただいまから、平成30年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

本日の審議に入ります前に、財政課より、当初予算資料の訂正について報告したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。

○財政課長

提出しております平成30年度当初予算資料のうち、当初予算概要書でございます。18ページに誤りがありましたので、ご報告いたします。18ページ上段に衛生費で記載しておりました、生涯スポーツ活動推進事業費につきましては、28ページになりますけれども、教育費、保健体育総務費が正しい記載となります。なお、予算書につきましては修正はございません。訂正して、お詫び申し上げます。

○委員長

本件については、ご了承願います。これとあわせまして、質疑事項一覧表の訂正について、お知らせいたします。質疑事項一覧表の6ページ、上から2番目の140ページ、健康づくり推進費、健幸都市推進事業費、プロスポーツ選手交流教室の目的、内容についてという吉田委員の質疑の予算書のページ及び費目、事業名等が誤っておりました。正しくは245ページ、保健体育総務費、保健体育事業費ですので、訂正いたしまして、質疑の順序につきましては、そのページ順で行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、昨日執行部から提出のありました資料に記載もれがありました、資料No.46、小中学校間ネットワーク再構築事業費、同管理委託料に関する資料につきまして、84ページの学校間ネットワーク機器構成が記載されておりました。サイドボックスに掲載しております資料について、該当部分を追記したものを差しかえを行っておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

次に執行部から昨日の答弁における訂正について、発言したい旨の申し出がっておりますのでこれを許します。

○人権同和政策課長

昨日の上野委員の質問の答弁の中で集会所というべきところを同和地区集会所と答弁しておりましたので、集会所に訂正します。

○委員長

本件については、ご了承願います。

次に、昨日の冒頭にもお願いしましたが、審査を円滑に進めるため各委員におかれては、要点をとらえた質疑をお願いしますとともに、執行部におかれましても、同様に各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみの的確な答弁をしていただき、特に事業概要の説明や提出した資料の内容についての説明と予算特別委員会になじまない答弁は割愛することを徹底していただきますようお願いいたします。審査の過程でも必要と判断される場合につきましては、委員長より答弁を求めますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは昨日に引き続き、「第3款 民生費」から「第5款 労働費」について、105ペ

ージから154ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、119ページ、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策事業費について、答弁をよろしく願います。

○子育て支援課長

保育士緊急確保対策事業、この3事業はともに保育士の確保に苦慮している市内の市立保育所等で常勤保育士として勤務する保育士を確保することを目的としております。保育士就学資金貸付金事業は、大学等の保育士養成施設で保育所を目指し、就学する学生の学費等を助成することにより、保育士への進路を導く効果があります。また、保育士就職緊急支援助成金は、保育士養成施設卒業後の保育士資格者が市内私立保育所等へ就職した場合に、一時金の助成、市内への転居費用等を助成するもので、私立保育所等への就職を誘導しております。

保育士生活資金貸付貸付金事業は市内私立保育所に勤務する採用3年未満の保育士経験年数の浅い保育士に対し、生活資金を支援し、離職を防ぎ保育士確保を図るものです。事業の効果につきましては、市内私立保育所等から回答を受けた、平成30年度の新規採用予定は46名、退職者は計40名となっており、差し引き6名の増加となっております。6名増加することで保育士の配置基準になりますが、0歳児だと、保育士1名に対し児童3名になりますので18名、1歳だと保育士1名に対し、児童6名になりますが、36名の受け入れが可能となります。また、今月3月に保育士養成施設を卒業する保育士修学資金利用者は6名いることから、この事業の効果があると考えております。

○川上委員

計画では46人、退職40人ということなんですけれども、現在この46人に対して採用が決まってるのは何人でしょうか。

○子育て支援課長

現段階では26名の採用が決まっております。

○川上委員

計画どおり46人が採用されれば、先ほど紹介があっただけの効果があるということですが、この間の経験によれば、秋には100人を超えると見られる事実上の待機児童の解消にはまだまだ遠いということになります。3月のこの段階で採用の見通しが計画の半数程度にとどまっているということは、今後の推移によってはこの努力によってもですね、待機児解消については前途多難ということです。そこで今回事業をしなければ、この実態はもっと深刻になっていたのであって、事業の有効性は認めるんですけれども、さらなる対策が必要だと思います。市長のお考えを伺いたいと思います。

○福祉部長

待機児童の解消に向けての取り組みを今課長が説明させてきました3種の事業を今推進しているところでございます。また、この事業をもちまして、市内の私立保育所に、まだ定数に対して保育士を確保できない保育所に対して、採用をお願いするところでございます。また保育の受け皿につきましても今後、検討してまいりたいと考えております。

○委員長

続きまして120ページ、児童福祉総務費、子ども医療費について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

120ページ、児童福祉総務費、子ども医療費についてお尋ねします。平成30年度の予算額は3億7681万2千円ということですが、前年度と比較しますと約5800万円の減額となっています。この大幅減となった理由はどのようなことでしょうか。

○医療保険課長

例年当初予算の編成に当たりましては、前年度の実績や過去の医療費の伸び等を勘案し、算出したしております。29年度は、医療費が大きく伸びました28年度の実績や28年10月からの助成制度拡大に伴う医療費を見込み計上していたところでございます。しかしながら、実際にはそれほど大きな医療費の伸びはなく、29年度の実績等踏まえました30年度の予算では、大幅減となったところでございます。

○兼本委員

子育て支援施策ですので、定住人口促進であったりとかいろんな意味の分があると思います。その中で、先日の代表質問でもありましたが無料化というところでお話があったました。私は、そういった施策を財源等や施策の効果等のかんがみないと、無料化にすべきなのかどうなのかというのはわからないというふうに思っているんですけども、この通院医療費につきましては、少なくとも義務教育終了までは助成をしてやるべきではないかというふうに考えております。当然、それには財源が必要になってくるわけですけども、今回、子ども医療費に係る予算額は29年度比で約5800万円の減額となっております。これは逆に言えば、この5800万円は助成事業に充てることができる財源ということになるのではないのかなというふうに思っております。

先日、同僚議員が代表質問で完全無料化にした場合には約8千万円の財源の必要になるというような答弁がありました。この5800万円の予算措置ができるのであれば、この財源を使って全ての中学校の修了前まで、小学生同様に通院医療費の助成はできないかなというふうに考えています。小学生の通院医療に係る自己負担額は、1医療機関ごとにつき1200円だということですけど、同じ自己負担額で中学生まで拡大することはできないのか、お尋ねします。

○医療保険課長

医療費につきましては、毎年いろいろな要因により、増減しますし、それに伴って予算額も増減することになります。仮に助成内容をさらに拡充しますと、それ以降は毎年、一定の財源が必要となります。このため、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度とする必要があるということで、現行の制度としているところでございます。また国としての制度創設や県におきましても助成対象の拡大と市町村の負担軽減を図るよう、常々市長会等を通じて要望しているところでございます。さきの代表、一般質問での部長答弁にもありますように、今後、国や県の動向を注視しながら、適切な時期に検討したいというふうに考えております。

○兼本委員

今中学生までの助成拡大はなかなか難しいというお話でしたが、ではですね逆に今、小学生は1医療機関ごとにつき1200円という自己負担額なんですけども、複数の医療機関にかかっても、月1200円にするということとはできないでしょうか。

○医療保険課長

1医療機関ごとに1200円という取り扱いにつきましては、県の制度に合わせ実施をしているところでございます。仮に複数の医療機関にかかっても月額1200円としますと、自己負担額の1200円をすでに負担しているのかどうか、受診するたびに、本人や医療機関等が確認をする必要が出てまいります。また誤って1200円以上支払ってしまったというケースも考えられ、その場合の償還手続等関係者にとりまして非常に煩雑な制度になることが予想されます。財源的な問題とを合わせましてこのような問題等もございますので、現行制度での運用が望ましいかと考えております。

○兼本委員

今所得税の内訳でいくとして16歳未満までは扶養控除というのがありません。小学生はそういった意味で今回1200円の枠があるんですけども、中学生までないわけなんですね。同じ扶養控除の枠の中で、小学生と中学生とそれぞれ負担額が違ってくるのはどうなのかなとい

うふうに思っております。また、子育て世代は非常に生活していくのが厳しいんだよという声をよく聞きます。実際に、飯塚市の1人当たりの市町村の申告したときのその所得、収入じゃなくて所得、これは243万7千円と、平成26年度で出ております。もしここに、子どもが16歳未満も扶養に入れるとした場合、1人お子さんがいた場合に、市民税で33万円控除があるわけですよ。というその10%、3万3千円は控除できると、2人になると66万、3人になると99万という形ですよ。そういう形でいくと、やはりそれだけの控除が今ないという状況なんです。

市長、できればそういう今厳しい状況の中で生活しているわけなんです。この1200円で、中学生まで持っていったときの予算額と、そういった実際に今負担している税金ですね、そういったところを一度考えていただいて、ぜひちょっと中学生まで枠を広げてもらうといったようなことを考えてもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

今ご指摘の点につきまして、特に少子化対策ということについては、国のみならず本市としても内部でさまざまな側面から検討しているところでございます。順番が逆になるかもしれませんが、最後にお尋ねになりました1医療機関ごとではなくて複数の医療機関にかかっても月額1200円ということにつきましては、これはいろんなところで今レセプトのデータ化というような検討がなされておまして、医療機関の理解が整えば、またそのようなことになれば、手続の煩雑さも克服できますので、将来的にはこれ可能になっていく時代になるだろうというふうに思っておりますし、また私もこの仕事に就任直後、近隣の市町の状況と比較しまして、さまざまな特徴がありまして、これを一元化する方が市民にとっても理解しやすいし、医療機関にとってもいいと思ひまして、ぜひ調整を図りたいとは思ひました。ただ、担当課と話しして一定理解をしましたのが、入院医療について多額の費用を要する、そのことの部分を優先して本市では18歳まで入院医療費については対応しておりますので、その部分で近隣のところとはまた違った特色化があります。

とは言いましても、国の政策のみならず冒頭に言いましたとおり、市の政策で少子化対策ということ考えるなら、3人目のお子さんの出産に対してどう支援をしていくのか。もしくは子どもさんの医療費に対してどう支援していくのか。限られた財源の中で本市としてどこまでできるのか。今実はいろんな面で試算もさせて検討しているところでございますので、お尋ねの趣旨はよくわかりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○兼本委員

市長、よろしくお願いします。

○委員長

同じく、120ページ、児童福祉総務費、子ども医療費について坂平委員の質疑を――、（発言する者あり）はい。次に121ページ、児童措置費、保育体制強化事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書121ページ、保育体制強化事業費補助金、2376万円についてお尋ねをします。まず事業の概要をお尋ねします。

○子育て支援課長

保育体制強化事業につきまして、事業概要を説明いたします。市立保育所を対象とし、保育士資格を有しない地域住民や子育て経験者など、地域の多様な人材を保育に係る周辺業務、保育設備や遊具の消毒清掃、給食の配膳、後片づけ寝具の用意、後片づけなどの業務に活用し、保育士の負担金負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士の働きやすい職場環境の整備を図るものです。

○川上委員

この事業実施に至るまで関係者とはどういう協議をして、どういう話し合いをしたのかお尋ねします。

○子育て支援課長

この事業実施にあたる協議といたしましては、各保育所に対し、申請要請を行っております。

(発言する者あり)

これは県の補助事業になりますので特に関係各課との協議をいたしておりません。

(発言する者あり)

申しわけございません。この事業に関しましては、各私立保育所をいたしまして所長会等で説明を行いました。その後、申請受付を行っております。

○市長

すいません。まだ整理ができていないもので、実は——すいません、僕が勝手に立っていいですか。これをするかどうかについて実は担当部署と私、直接協議をしました。今、課長が説明しましたとおり、もしこういうことの県の事業もあるが、実施するとなると現場でどうですかというような聞き取りを保育所、保育園の所長さん方から担当課はしております。そして自分との協議の中でできたらこれをその保育所の周辺地域にお住まいの高齢の方がお手伝いをし、支える。そしてそれに対して一定の報酬をいただくというようなことがあれば心も伴うし、高齢者の活躍の場にも繋がってくるのでそういう制度になればいいですねということでスタートをしたものでございます。

○川上委員

その中でこういうメリットと同時に、こういうことについて気をつけなければならないのではないかという議論は、意見交換はされましたか。

○市長

これは資格がない方がかかわることで、もし事故等があったときにその責任の所在はどうなるんだろうかというような不安の声は、現場からも寄せられたというふうに聞いておりますし、確かに管理監督の責任がある立場のそれぞれの保育所、保育園のほうは、そのように思われるだろうというのを感じました。もう1点が実際にそのような補助的な活動もさることながら実際には、もっと資格を持った保育補助ができるような人の確保こそ望んであるということも理解できます。しかしながら、それについては保育士確保に今急している状況ですので、そうでない方のちからもお借りするという方法も模索していくことが、より即効性がある取り組みにつながるということで判断をした次第でございます。

○川上委員

私は保育士確保のほうを第1課題にしながら当面の現在の保育士の負担を緩和するという考え方はあろうかと思うけども、一番大事なのは安全確保の問題で、事故が起こったときにどう責任とるかという議論はしたと。しかし、安全確保のためにどういったことが必要であるかについては議論してないということのようだけど、保育士がなんかの事情でそこを外してそのほかの仕事をする人たちが目の前にいて、子どもの安全のために何かするということが認められるのか、認められないのか、その辺はどうなっていますか。

○福祉部長

この補助金事業の対象でございますが、有資格者ではない、いわゆるお子さんのお世話をしない業務についてですね、周辺業務について地域の人事を雇用し、それについて補助するというのでございますので、直接保育、子どもさんのお世話をするというのは対象外となっております。

○川上委員

よく考えてないということがわかりました。それでこれは応急的な苦肉の策ということで、うち出しているのかなと思うんだけど、これをするによってかえって子どもの安全に責任を負うネットが緩むようなことがあってはいけないと思うんですよ。そこをきちんとルールを確立して、一致をしておかないと、子どもは事故に遭う、保育士も苦しむ、その業務をする人も苦しんでいくということがないように万全を期す必要があると思いますので、今の程度の協議の詰めでは、ちょっと承知しがたいと思うんですけど。

○市長

ご指摘はごもっもの案件でございます。その件につきまして、これは中間の報告でしたが、この事業をぜひ取り入れたいこと、希望なさってるところ、そうでないところが明らかになっていますので、公立保育所は全園これを希望して下さっていますので、今ご指摘の点についてどうやって安全確保をするのか、その先行事例を整理した形で——、すみません、失礼しました。幾つかのところでしたくてますので、失礼いたしました。訂正いたします。希望なさって下さっている市立保育所の対象のところから、ぜひ懸案事項だとかその対応について、ご意見をいただきそれを整理し、現場にお返しすることで、より安全で有意義な取り組みとなるように今後進めていくように努めたいと思います。

○委員長

次に126ページ、保育所費、街なか子育てひろば運営委託料について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

保育所費、街なか子育てひろば運営委託料についてお伺いいたします。子育て支援センター委託料3センター合計の分とですね、街なか子育てひろばの事業費の委託料に開きがあるのはなぜかということをお伺いしたいんですが、まず最初に子育て支援センターの事業内容を説明してください。

○子育て支援課長

子育て支援センターの事業内容について説明いたします。子育てに対する不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域における子育て支援の施設として設置し、親子で遊べる場所の提供、子育てに関する相談等を行うことにより、子育て家庭への支援を図り、子育てを応援しようとするものです。事業内容としましては、子育て家庭の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談援助、子育て関連情報の収集と提供、子育て親子が集まる場にスタッフが出向き、必要な支援や見守りを行う取り組み、4施設合同での子育て支援に関する育児講座の開催等を行っております。

○兼本委員

4施設すべてが同じ趣旨でということで考えてよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

では、子育て支援センターの事業費では平成29年度が2829万円、30年度が4272万5千円と1443万5千円増額されてます。これはなぜですか。

○子育て支援課長

平成30年度より、街なか子育てひろばの運営を委託するため、この委託費用計上しており、増額となっております。

○兼本委員

街なか子育てひろばの委託費の予算額が1936万6千円ですね。ほかの支援センターは3施設で1680万円というふうになっています。かなり委託料に開きがあるのではないかと思います。

いますけれども、その違いというのはどういったところでこのような開きがあるのでしょうか。

○子育て支援課長

違いと申しますと、開所日数と職員配置の違いになります。開所日数は街なか子育てひろばが361日に対し、この子育て支援センターは296日ほどになります。職員配置は街なか子育てひろばが3名以上の配置に対し、他の子育て支援センターは2名の配置としております。これは施設の規模、面積や利用人数の違いによるものです。街なか子育てひろばには週休日がないため、代替職員も必要になります。またその分の人件費が増となっております。

○兼本委員

街なか子育てひろばは保育士の配置が条件というふうになっておりますけれども、ほかの子育て支援センターは保育士の配置条件というのではないのでしょうか。

○子育て支援課長

街なか子育てひろば以外の子育て支援センターは、施設規模も小さく会議室一部屋程度の広さになります。委託以前より子育て支援活動等を行っており、地域に根差した子育て支援団体、子育てグループに委託を行っております。団体には保育士資格はありませんが、子育て支援や障がい児支援などに精通しておられる方もいます。地域に幅広く運営ができるよう、保育資格要件は設けておりません。

○兼本委員

配置条件がないのは、委託以前より子育て支援の活動を行ってらっしゃると。そして地域に根差した子育て支援団体に委託を行ってらっしゃるということで、保育士を配置する必要はないというふうに認識してよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

では、今回街なか子育てひろばと子育て支援センターの今の話でいくと大きな違いは開所日が65日間違うということですね。それともう1つは保育士を配置するかしないかといったところで違いますよということですが、それと施設が大きいか、小さいのかといったところという今の答弁ではそういうふうには私は理解したんですが今回の業務委託の応募資格に、飯塚市内で教育保育施設を運営する法人、または飯塚市内で、5年以上子育て支援事業活動実績のあるNPO法人というふうになってますよね。ということは、先ほど言われましたけれども、子育て支援センターと同じ条件じゃないのかなと私は思いますが、どのように思われますか。

○子育て支援課長

3支援センターを委託した際には保育の専門性や技術、知識を必要としない事業の展開も可能であるため、子育てに関する知識経験を有した者を配置することを条件とし、有資格の職員配置を必要としていませんでした。街なか子育てひろばについては、現在、保育士に有資格者4名で運営しており、保育の専門性や技術、知識を持つものがあることで、利用者に対し専門的アドバイスを行うことができ、大変喜ばれております。民間へ運営委託後も同等のサービスが提供できるように、保育士資格有資格者を配置することと考えております。

○兼本委員

ということは、街なか子育てひろばは今まで保育士資格者4名で運営されていたということで、保育の専門性、技術、知識を持たれている方がいらっしゃるということで利用者に専門的アドバイスを行われていて、それで喜ばれてるから保育所を置かれるということですか。

○子育て支援課長

現在行っております、サービスをそのまま引き継いでいただくということで保育士を配置しております。

○兼本委員

ではですね、保育士今まで4名で運営されてあったわけですね。今回は保育者を何名雇用されるご予定ですか。

○子育て支援課長

保育所配置は2名を予定しております。

○兼本委員

普通に考えると4名いらっしゃったのが2名に減るということで、費用的に、雇用の金額というのはこんなに増えるものなののでしょうか。どういう計算の中でこういうふうになったのか、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:43

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

大変申しわけございません。現状の職員体制は正規職員保育士2名、臨時職員2名、4名体制で、常時3名体制で運営を行っております。今回委託することにより、保育士2名、その他職員2名、パート職員で設計をおこなっております。常時運営につきましては、保育士1名とその他職員2名の3名体制での運営を行っていただくように、算定を行っております。

増額理由としましては、開所日数に伴う職員の出勤日数ということで考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:57

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。現行の施設では、市職員の賃金につきましては、職員賃金に計上されております。今回委託することにより委託料には、保育士2名、その他職員2名とパート職員の賃金を含んでおります。

○兼本委員

要は今までのこの4名の保育士の分は、今回の委託料の中に人件費として含まれてますけど、今まで含まれてなかったということでよろしいですかね。

この事業ですね、私どももよく街なか子育てひろばを利用されている方が、すごく便利でいいというお話を聞いております。今回も今までと一緒に保育の専門職を置かれるということで。ほかの3つの、もしかしたら支援センターに関しましても、保育士を置かれるとよりよくなるのではないかなというふうにも思います。今回すべてが民間に委託ということですので、ことし1年そういったところの効果とかを検証されて、よりよいサービスが提供できるような状況に持って行っていただければと思います。

○委員長

同じく126ページ、保育所費、街なか子育てひろば運営委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

今回委託に至る関係者との協議の経過をお尋ねします。

○子育て支援課長

今回委託するにあたりまして関係者との協議は特に行っておりません。内部協議を行い、日祝日開所及び民間への委託を決定しております。

○川上委員

日曜日でも運営するという理由はわかりました。それを民間で行ってもらおうという判断がわからないんですよね。それでそのことによって、民間委託によって、市職員の保育士は公立保育所に行くことができると思うけど、それは何人ですか。

○子育て支援課長

正職2名と臨時職員2名となっております。

○川上委員

それは基本的な判断は、日曜日に運営するというサービスはぜひやりたいけども、それをやるにはさらに2プラス2に加えて、さらに保育士がいるからということだったようだけど、さらにというのは何人でしたか。

○子育て支援課長

現状の保育士にあと2人必要と算定しております。

○川上委員

それは正規職員ですか。非正規職員ですか。

○子育て支援課長

臨時職員で検討しておりました。

○川上委員

そうするとこの民営化の決断は子育て支援センターのサービスを考慮せずに2つのことで判断したと。1つは臨時保育士の2人が確保しにくいだろうという考え方。その2人を確保するくらいなら、2プラス2、正が2、臨時の方が2を公立保育所の現場にいってもらった方が保育士不足にも対応できるのではないかという、この2つの判断で民営化していこうという決断をしたんですね。そういうことですね。

○福祉部長

運営の民営化につきましては、まず1点、現在、土日祝日が閉所になっておりました街なか子育てひろば、これについて休みの日も開所してもらいたいという要望が前からあったということで調査いたしまして、やはりニーズがあったということがありましたので、まず、これを解消しようと。そのためには職員がどれくらい必要なのかということで、今市がやっておりますので、市職員の人間がいるのかと今答弁いたしました。それでまた保育士の確保でございます。公立保育所の臨時職員の保育士の確保が十分できておりませんので、定数に対する児童の受け入れができていない現状がございます。市の保育所もできるだけ、これは公立保育所に勤務して子どもさんを受け入れるということも考えましたので、民間の委託というのを判断したわけでございます。

○川上委員

公立では臨時職員の2人がとれない。公立保育所の現場は正であろうと臨時であろうと足りないからまわってもらおうと、2つの要因があるということをいまお認めになったけど、その要因がなければ直営で引き続きやって構わなかったんですよね。それで公立で職員が確保できないのに、民間ならできるだろうという判断は、どういう判断ですか。

○福祉部長

まず、街なか子育てひろばは保育士有資格者で運営しております。民間のほうにも保育士の有資格者がおられるのは事実でございますので、これにつきましては市が現在、保育士で行っている同等のサービス、支援はできるというふうに考えおりますので、民間でもできるというような判断をした次第でございます。

○川上委員

公立の市職員の保育士の待遇と民間の方の待遇、あなた方自身が委託料を大幅に差をつけて人件費を出すんだから、労働条件は悪いとわかってるでしょう。労働条件のよいところで保育士が難しいでしょうとわかって、自分は撤退するのに、民間で保育士が確保できるだろうと昨年夏に考えるほうがおかしいよね。1月から公募をかけていくわけでしょう。4月から仕事をしてくださいというふうに有資格者が言われてもなかなか難しいですよ。応募期間が短いんだから。

公は手を引きます。ほかのところにシフトしていきます。あとは集まるか、集まらないかわからない民間のNPOでもなんでも、新しい保育士を確保できるのかどうかは市より難しいですよ。それでもあなた方は、民間に頑張ってくださいというふうに言ったんだけど、もし応募がなかったらどうするつもりだったんですか。

○福祉部長

応募がなかった場合につきましては、これについては直営で維持をせざるを得なかったと考えております。

○川上委員

最初から直営でいこうというふうに思っても、本当はよかった。ところが、あなた方は投げ出すかのように一か八かで公募をかけた。応募がなければ困るよね。困るでしょう。困りませんか。

○福祉部長

プロポーザルで公募した以上、やっぱり参加者がなければ、それはちょっと困ったことになると思います。

○川上委員

そこであなた方は保証を求めていったんではないんですか。必ず1者以上が応募してくれるようにその保証を求めた相手が、私が聞いている関係者との協議のことなんです。年末までには、あなた方はその保証たるべき相手を求めて協議をしたのではないですか。

○福祉部長

保証となるような相手さんというのは、求めることもございませんし、普通、一般的なプロポーザル公募をかけて誰か来ていただくという公募をかけたということでございます。保証とかいうのはございません。

○川上委員

年末までにその保証を確保して、そして年が明けて応募をかけた。これが事実ではないんですか。

○福祉部長

確保とか、そういうことはございません。

○川上委員

しかもその保証を求めた相手は、市の関係者ではないんですか。違いますか。

○福祉部長

保証を求めた相手はございません。繰り返しの答弁になりますが、そういう相手はございません。

○川上委員

あくまでそう言うんだったら、先ほどの答弁との関係で言えば、この点では一致するでしょう。保育士をきちんと確保すれば臨時2人、今までどおり直営でいった方がよかったということは一致すると思うけど、どうですか。

○福祉部長

今、公立保育所の保育士が足りない状況でございますので、保育士が保育所に十分に充足している状態でありましたならば、いい悪いとかではございませんが、現実、保育士が足りない状況でございますので、民間委託したということでございます。

○川上委員

くどいけど、市が臨時保育士2人確保しきらないというのが理由の一つですよ。民間が、慌てて4月から4人も確保しなければならない、どちらが困難ですか。はっきりしてるでしょう。より困難なほうを労働状況も悪いわけですから。民間に要求した。保証を考えないでやるはずがないんだけど、でもこれは、よく考えてみるとやっぱり公立、公がこういう子育てについて責任を負うというスタンスを投げ出してしまったことに、投げ出そうとした、それを、たまたまと言っていいと思うけどプロポーザルに応募するところがあって、あなた方は投げ出したんだけど、NPOに救われたというのが今回の経過全体ではないんですか。こういうやり方でいいんですか。

○福祉部長

子育て支援センターにつきましては、街なかに限らずですけど運営は民間の力を借りてやっていますが、一緒に子育て支援課のほうも常に連絡取って、投げ出すという形ではございません。一緒に子育ての支援事業を行っているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

今度委託受けましょうというNPOに、それまでは市が責任を持っていた子育て支援センターの交流会議を、それまでさせるということになっているでしょう。これは、子どもの育成について重要な拠点たるべき子育て支援センターの運営にも、ここは守っておこうといったところまで投げ出してしまったということだと思います。質問を終わります。

○委員長

同じく126ページ、保育所費、子育て支援センター運営事業費について、江口委員の質疑許します。

○江口委員

先ほども、街なか子育てひろばと残りあと3施設、子育て支援センターの積算の部分がございました。改めて確認いたしますが街なか子育てひろばに関する人件費、その単価とそのほか3カ所の子育て支援センターの人件費に関しては、単価としては一緒ですか、どうですか。

○子育て支援課長

現在、街なか子育てひろばにつきましては保育士2名――。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:14

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

街なか子育てひろばは、市立保育所賃金を参考に、保育士資格者2名と臨時職員賃金2名、パート職員で積算しております。子育て支援センターにつきましては、臨時職員賃金とパート職員で積算しております。

○江口委員

それぞれ具体的な金額を教えてくださいませんか。

○子育て支援課長

具体的な積算金額については、申しわけございません、公表しておりませんので、ご理解を

お願いします。

○江口委員

予算委員会で予算を審議しながら、その基本となるところがお答えいただけないというのはいかがかと思うんですが、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

答弁に時間がかかるようですので、この質疑は保留して、この款の最後に回させていただきます。

次に127ページ、保育所費、公立保育所民営化・統合事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書127ページ、公立保育所民営化・統合事業費、追加資料47ページにいただいています。この資料を見ますと、備考欄があるんですけども移譲先法人の理事長がどなたなのか移譲時の当時と現在で教えてもらえますか。

○子育て支援課長

平成17年、移譲しました横田保育所、社会福祉法人幸樹会、こちら理事長は木村佐合子様。平成21年4月、鯉田保育所、社会福祉法人くすの樹会、こちら羽柴泰輔様。平成22年4月、飯塚東保育所、社会福祉法人真如会、こちらの理事長、井上和幸様。平成24年4月、津原保育所、社会福祉法人いしづえ会、こちらの理事長、吉村敏男様。平成25年4月、鎮西保育所、社会福祉法人東雲会理事長、白山勝也様。平成26年4月、枝国保育所、社会福祉法人常葉会、森山紹人様。平成27年4月、相田保育所、社会福祉法人いしづえ会、吉村敏男様。平成29年4月、幸袋子ども園、社会福祉法人三和会、柴田美恵子様となっております。移譲後に理事長が変更になった法人につきましては、社会福祉法人くすの樹会及び社会福祉法人常葉会が変更となっております。

○川上委員

今度予算計上されている、この事業の概要をお尋ねします。

○子育て支援課長

公立保育所、こども園及び子育て支援センターの運営等につきまして、市の附属機関でもあります飯塚市公立保育所・子ども園あり方検討委員会において、審議をしていただいております。こちらの審議、会議開催等の報酬費等を検証しております。

○川上委員

こういったことを議論するんですか。

○子育て支援課長

まず子育て支援センターにつきましては、次年度、継続についてを審議していただいております。現在のところ、民営化等の予定はございませんので、昨年度につきましては、支援センターの審議を行っていただきました。

○川上委員

公立保育所を民営化する予定がないのに、どうしてこういう名称なっているんですか。

○子育て支援課長

予算費目ということで、このまま計上させていただいております。

○川上委員

これは公立保育所の民営化が実は予定されていると、検討することを予定しておるということではないんですか。

○子育て支援課長

公立保育所、子ども園等の民営化につきましては、現在のところ予定はございません。

○川上委員

現在のところというのは、ずっとしないということですか。4月になったら考え始めるということですか。現在のところとはどういう意味ですか。

○子育て支援課長

今のところ予定はございません。

○川上委員

平恒保育所と楽市保育所を統合する意向のようですが、これを公立で引き続きするというふうに答弁できますか。

○子育て支援課長

楽市保育所、平恒保育所を現在統合に向けて検討しておりますが、統合後も公立で行う予定でございます。

○川上委員

それは民営化しませんね。責任持った答弁してください

○子育て支援課長

現在のところ、民営化する予定はございません。

○川上委員

民営化しないと約束するかと聞いたわけです。

○福祉部長

統合保育所につきましては、引き続き公立保育所で運営していくということで計画になっておりますので、現時点といたしますか、民営化ではなく公立で運営してまいります。

○川上委員

市長、民営化しませんね。

○副市長

先ほど来、担当課が答弁していますけど、現在のところ民営化はいっさい考えておりませんが、将来のことはここで何とも言えませんので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

先ほど言った検討会議で、公立保育所のこれ以上の民営化は審議しないということが、今わかりましたので、ただし、将来わからないとかいうようなことは到底認めがたいので、そのことを指摘しておきます。むしろこの間次々に民営化してきたでしょう。このことが今、待機児がこれほど重大な問題になっている大きな要因になっているじゃないですか。公立保育所がきちんと維持されていれば、保育士は集まりやすいですよ。極端な劣悪な労働条件下に置かれているから、こうなったんでしょ。だから公立をきちんと維持し、そこで働く労働者、職員を分厚くすることによって民間の職場の労働改善も進んでいく。この流れこそが重要だと思うんですよ。そのことと合わせて公立保育所であれば従来から言ってますけど、何十人という単位で待機児解消につながっていくわけですから、施設については借り上げも考慮すれば多額の費用を要するわけじゃない。それから保育士は、はっきり言って募集の何倍もの人が応募しているわけですから、副市長が検討すると言われてましたけど、採用断ってすみませんと、まだ4月から仕事が決まってないんだっただけで飯塚に来てくださいと頼めば、何人でも確保できる。そのくらいの金は体育館のことを考えれば、飯塚市はあるってことですよ。質問を終わります。

○委員長

次に、127ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費についてお聞きします。まず予算書のほうを見ておきますと、児童センター・児童クラブという文言が出てくるんですが、私のほうのちょっと認識不足かもしれませんが、センターとかクラブとか同じようなイメージを持っているんですけども、まずこの児童センターと児童クラブの違いをご説明ください。

○学校教育課長

まず児童センター並びに児童館につきましては、地域の児童を対象とし、健全な遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法によって設置している児童厚生施設ということになります。

次に、児童クラブでございますが、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業終了後、先ほど申しました児童センターや児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る事業ということになります。

○永末委員

分かりました。児童センター、児童館というのは施設を指して、児童クラブというのは事業を指すということでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○永末委員

でありましたらですね、この予算書のほうでセンターの運営委託料が3900万円。クラブの運営委託料が2億6400万円ということであっておるんですが、それぞれの中身をお示しいただけますか。

○学校教育課長

まず児童センター運営委託料につきましては、児童センター及び児童館、計17施設ございますが、それに必要な児童厚生員、いわゆる支援員の雇用にかかわる委託料というふうになります。

続きまして児童クラブ運営委託料につきましては、この児童クラブを運営するものでございまして、児童の指導に当たる支援員の人件費からNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会事務局員の人件費、それから事務局経費、具体的には支援員の研修にかかわる経費や事務局の通信運搬費等でございます。並びに児童の消耗品費というふうになっております。

○永末委員

児童センター運営委託料ですけど、児童厚生員の雇用にかかる部分だと思うんですが、これはセンター、児童館それぞれ何カ所ありますか。

○学校教育課長

児童センターにつきましては市内8カ、児童館につきましては市内9カ所となっております。

○永末委員

合計17カ所ということだと思うんですが、委託料に関しては3900万ということで、これ何人分ですか。

○学校教育課長

人件費は17人分となっております。

○永末委員

私の知っている児童館のほうでも、そこに働いているスタッフの方が五、六人たしかいたんじゃないかと思うんですけど、17人というのはどういう方——、さっき児童厚生員という

ことありましたが、例えば児童館のほうで6人いらっしゃったとしたら、その内のリーダー的な方に対するものがこれということなんですかね。

○学校教育課長

そういった方々、保育士の資格等を持っておりまして先ほど言いましたリーダー的存在と言いますか、主任的立場の方ということでご理解いただければと思います。

○永末委員

主任の方の雇用に係る分というのがこの児童センター運営委託料のほうであって、それ以外の方の費用というのは先ほども答弁ありましたが、人件費ということで児童クラブ運営委託料に含まれているということではないんですかね。

○学校教育課長

先ほどご説明しましたとおり、資格のある方につきましては児童厚生員ということで児童センター運営委託料のほうから出しております。それから今質問委員も言われましたとおり、他の児童クラブの支援員につきましては、児童クラブ運営委託料のほうにあります。この児童クラブの支援の中でいわゆる主任等を設置しておりますが、これにつきましても先ほどの分ちょっと、資格がない主任というふうな説明が一番ご理解しやすいんだと思うんですけど、その方の人件費につきましても児童クラブ運営委託料のほうからの支出となっております。

○永末委員

分かりました。この委託先、NPO法人だと思うんですが、その概要をお示してください。

○学校教育課長

NPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会の概要でございますが、青少年の健全育成をその目的としております。活動する会員相互の連携のもと、地域住民への青少年健全育成の啓発活動を行ったり、また青少年の社会的自立を促して、国や県、市の青少年育成の施策に呼応して、健康で情操豊かな青少年を育成するための事業を行っておりまして、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする団体でございます。

○永末委員

こちらのNPO法人と本市との委託契約の方法についてお示してください。

○学校教育課長

委託契約の方法につきましては随意契約でございます。

○永末委員

こちらと随意契約を行っていらっしゃる理由と契約期間、委託に至った経緯をお示してください。

○学校教育課長

まず随意契約行っている理由から説明をさせていただきます。先ほどの説明と少し重なりますが、この児童クラブは保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対して、いわゆる授業終了後に安心して過ごせる場の提供、いわゆるその中での健全な育成を図ることを目的としておりますことから、受託業者に対しましては子どもの健全育成のノウハウやまた地域の実情についての理解を十分に有していることが求められてきます。

今委託をしておりますNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会は、地域と連携して健康で情操豊かな青少年を育成するための実践活動をさまざま展開しておりまして、この青少年の健全育成に寄与することを目的とした団体でありまして、長年にわたりそういった活動によって蓄積されたノウハウは、児童クラブの運営に求められるノウハウとまさに合致しておるところでございます。また、このようなノウハウを有する団体が市内においては他にないということからNPO法人飯塚市青少年健全連絡協議会との随意契約を締結しているところでございます。

次に、契約期間とその委託に至った経緯についてご説明をさせていただきます。まず契約につきましては毎年の契約となっております、期間は該当年の4月から翌年の3月末となっております。これまでの経緯といたしましては、いわゆる市町村合併前の児童クラブは、旧飯塚市が飯塚市地区青少年健全育成連絡協議会、旧穂波町が穂波町学童連絡協議会、旧庄内町が庄内町学童連絡協議会、旧筑穂町が社会福祉協議会へ運営を委託し、旧潁田町が直営での事業を運営しておりました。合併1年間は旧市町村の運営を継続しておりましたが、その後の協議によって旧穂波町、旧庄内町、旧潁田町につきましては、平成19年度から、また、旧筑穂町につきましては平成23年度から飯塚市青少年連絡育成協議会への委託運営を行っているという経緯でございます。

○永末委員

合併して、ほとんど合併した後はこちらに任せているというふうな状況になっているということだと思うんですけど、こちらのNPO法人さんがどうだというつもりは毛頭ないんですが、ノウハウを有してらっしゃるということで、こちらが適切というふうに市のほうとしては考えてるということですが、契約の形態として随意契約を10年以上を結んでいくってなったときに、やっぱりどうしても緩み的な部分というのは出てくるんじゃないんだろうかという心配はあるんですよ。あと、やはり現場の児童館で働いてる方の声とかを聞いておりましたが、人手が足りてないということを聞いたりもします。やはりそこら辺の募集とかをこちらのNPO法人さんがきちんと緊張感をもってやっていただいているのかなというところの心配がありまして、今回質問するに至ったんですが、そのあたり今契約形態と申し上げたみたいにNPO法人さんの自助努力、そういったところに関しましてはきちんと行っているということで、市として認識されているんですかね。

○学校教育課長

今ご指摘いただいたところまさに課題であるというふうに捉えております。本年度より学校教育課のほうに所管が変わりましたので、また学校教育課として新たな視点を持って先ほど言われました人員の確保、それから何よりも子どもの安全確保。実態といたしましては100%十分な配置がないところもございますが、今回学校教育課になったということで、実はもう年度当初から児童クラブの子どもも小学校の子どもも同じ子どもでありますので、何かあったときには、お互いに連携をして子どもの安全確保に務めるように、またお互いにさまざまな情報交換を日常的に行うことによって子どもたちの健全育成に努めるようにということで、今言われました緊張感におきましては、学校教育課の新しい所管になったということで、学校教育課の中に入ってくるさまざまな情報やノウハウを基に、より緊張感を持って充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○永末委員

その緊張感はどうやって出されるように考えられてます。

○学校教育課長

まずは定期的なNPOと事務局との会議がございますので、その中で今言われましたような視点を持っての論議を今積み上げているところでございます。それから市内20の小学校がございすけれど、もう既に毎月児童クラブと小学校の連絡会というのが、月の行事表に位置づけられておりまして、またそういった現場サイドでも今言いましたような、緊張感を持ってといいますか、充実を図るような取り組みを今進めてるところでございます。

○永末委員

このNPO法人さんは、どんな感じでおっしゃってるんですか。例えば人員は足りてないということで認識されてるということですが、きちんとそこら辺の募集はしっかりされているんですかね。

○学校教育課長

その認識は非常に強く持っておりますし、また私どもも、それについては今の目の前の緊急課題として取り組むように指導しておるところでございます。人員確保につきましては、もう既に市のホームページへの掲載、それからハローワークでの求人、新聞やフリーペーパーの活用、それから市内スーパーへのポスターの掲示等に取り組んでおります。そしてまた、同じ子どもにかかわる仕事ということで、学校のほうからも、例えば退職教職員であるとか、家庭の事情でリタイアされた教職員であるとか、そういった方々にもこの児童クラブの支援員の募集を呼び掛けるという取り組みを今進めておるところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:56

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に133ページ、生活保護総務費、就労意欲喚起等支援業務委託料、川上委員の質疑に入ります前に執行部より108ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料に関して、補足の答弁をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。

○総合政策課長

予算書の108ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料に対する質問につきましては、昨日生活支援課長が答弁いたしておりますが、施政方針に対する質問がございましたので補足で説明いたします。市長の施政方針につきましては、第2次総合計画の体系と整合しながら表明をされております。今回の質問のありました生活困窮者への支援は、総合計画の基本計画でございます、第3章の7に位置づけております、安心して暮らせる地域づくりの中の安心できるセーフティネットの強化のもとで実施している事業となります。したがって、施政方針では施策の冒頭に、安心して暮らせる地域づくりについてはという表現になっております。この表現方法につきましては、他の施策も同様となっておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○委員長

それでは川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の133ページ、就労意欲喚起等支援業務委託料、追加資料を49ページにいただいています。そこで実績の説明等を見込みについて、お尋ねをします。

○生活支援課長

実績と見込みということでお答えさせていただきます。今年度の数字でございますが、委託しました4施設に登録しております参加者は9名、実開催日数は4施設合計にしまして176日、延べ参加者は340名でございます。これが1月末時点でございます。場所により開催日数が相違しますので、一概には申しませんが一人当たりの平均参加日数は、年間約45日、月平均4日間弱の参加となっております。平成30年度の予算につきましては、参加人数を12名と見込みまして、4会場で244回、委託料180万余上程しているところでございます。

○委員長

次に133ページ、扶助費、生活保護扶助事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書133ページ、生活保護扶助事業費、追加資料が50ページ、51ページ、52ページ、53ページに出していただきますのでそれを参照しながら質問いたします。最初にですね、生活保護行政は国の第1号法定受託事務となっておりますけれども、この形について教えても

raitai to omoimasu.

○生活支援課長

法定受託事務ということでございます。法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な事務処理を特に確保する必要があるもの、地方自治法第2条の第1項に掲げられておりますが、国が責任を持って制度設計を行い、適正な事務処理に必要な処理基準等をきめ細かく定めるべき事務であり、地方自治体は国が定めた認定基準への当てはめ、事実認定という実施期間としての役割を担うもの、これが法定受託事務となっております。

○川上委員

そこで生活扶助費の算定基準の推移を資料に基づいて説明をお願いいたします。

○生活支援課長

生活扶助費また加算の変更の経過でございます。資料に基づいて説明させていただきます。まずこの50ページをお願いいたします。まず生活保護の基準の過去の主な改正点ということで、平成15年から平成27年にわたり、大きなものを記載をしております。この中には小さい扶助費の変更とかそういうものははぶいており、加算が大きな減額、または加算が廃止された児童養育加算の取り扱いが変わった等の大きなものだけを掲げております。その下段が15年、16年の生活保護基準の第1類になります。この第1類と申しますのは、個人の食事等、計上の必要な第1類として算定するものでございます。続きまして51ページになります、51ページの上段でございますが、これは平成17年から29年までの第1類の基準額の返還になっております。その下が第2類、この第2類と申しますのは、世帯の経常的な経費、これは俗に言います光熱水費とか世帯全体で使うお金、それがこの2類に計上されるものです。そしてこの1類、2類を足し合わせた上に、次のページから出てきます加算を乗せた分、これが生活保護費の支給額、総額となるような形になります。次の52ページをお願いいたします。これは加算の返還になりますが、まず老齢加算、これは一時大きな話題になりましたが平成17年に全廃されております。その次が障がい者加算、その次が母子加算そして53ページ、これは児童養育加算が平成15年から29年までの返還この児童養育加算というのは一般家庭で言いますところの児童手当、この分を収入しますその補填という形でこの児童養育加算を加算しているところでございます。簡単でございますが、以上資料の説明をさせていただきます。

○川上委員

とりわけ生活扶助に大きなダメージがあるということがわかったと思いますけど、2013年から3年間平成25年からですが、国としての国費ベースの削減額は総額670億円ということなんですけれども、この影響は市の福祉事務所、生活保護課としてはどのように受けとめていますか。

○生活支援課長

削減ついてということでございます。確かに2度の削減、また平成25年度に続き、平成30年10月から、さらに扶助費の改定が見込まれるところであります。保護を受給されてる皆さんには非常に厳しい生活を送られてるということはが重々承知しておりますが、先ほど説明いたしましたようにこの制度は国の法定受託事務でもございます。基準額が国の社会保障審議会の生活保護基準部会、ここで決定されているような状況でございます。自治体では国の指針に従いながら生活保護制度を運用しているところでございますので、このようなことは、その枠内においてできる限りの対応行っていくものだと考えておりますので、御理解をお願いしたいとそうに思います。

○川上委員

平成25年、2013年以前まではこの670億円を削らないところまでが、国民の最低生活費ですと、憲法25条によることになっていたんだけど、25年以降はいきなり3カ年ですけれども、670億円よりも低いところが最低生活費になってくるというのはどういうことかということになるんですが、それで今回については、国費ベースでいうと生活扶助費、どのくらいの削減になるのか承知と思いますのでお尋ねします。

○生活支援課長

平成30年10月においての減額は国費ベースで210億円だと理解しております。

○川上委員

国費ベースで180億円で地方対応を含めると210億円と思います。それでぎりぎりいっぱいのところから670億円削減する。そして5年後にはさらに210億円削減すると。扶助費でいえば180億円だけ。このような生活保護行政が基準の切り下げが国の手によって行われているわけけれども、このときに問われるのは基準の切り下げのものの考え方ですね。どういう考え方によってこういう基準の切り下げが行なわれているのか、お尋ねをいたします。

○生活支援課長

ものの考え方ということですので、これは先ほども申しましたように国の生活保護の基準部会という形で切り下げようとしておるわけですが、保護の算定方法、設定方法というのが平成23年度から35年度までは、最低生活に必要な物資を積み上げてその購入金額を合算するマーケットバスケット方式、36年度から39年度までは栄養学的に算定した飲食物費を積み上げ現実にこれが合致するか。飲食物費を支出する世帯の生活費と最低生活費を比較するエンゲル方式が採用されております。また40年度からは政府が経済見通しによる民間最終消費支出の伸び率を基礎として一般世帯と非保護世帯との消費水準の格差を縮小させていく、いわゆる格差縮小方式が採用され、さらに59年度からは、一般国民の消費水準の動向のスライドさせる水準均衡方式に改めております。この均衡水準方式でございますけれども、経済状況により、一般世帯の生活水準が変動するとそれに合わせて変更する方式であり、経済動向によって基準の低下ということも起こり得ます。そのため水準均衡方式を一定評価はしているもののこれは生活扶助基準を一般低所得者世帯との均衡だけで捉えるのではなく、それが健康で文化的な最低限度の生活を自主的に保障していくのか検討、検証していく必要があるということで、平成27年度の作業部会の報告書には記載されております。

○川上委員

前回の見直しから本格的に本来は、下位10%の改善こそ必要なわけけれども、それはさておきということで、前回からほぼ下位10%との均衡だけで国のほうは判断するようになっているわけです。これによって先ほどから答弁があっているような、生活扶助基準の大幅な、連続的な切り下げがきているんですね。こうした時に大きく心配されるのは、憲法と生活保護法の理念を打ち破って生活保護の申請権が侵されないかという心配です。このことについては生活支援課としてはどのように考えていますか。

○生活支援課長

今申されましたように、申請権については非常に大きな問題であります。生活保護法では第2条で、無差別、平等の原理、また第7条で申請保護の原則をとっております。これは法に定める要件を満たす限り、誰でも生活保護を受給することができる一方で、窮迫状況にある場合を除き保護を受給するためには、本人みずからの意思による申請を行うことが必要になっております。この制度を適切に機能させるためには、本人の申請権を決して侵害をしてはならないということは言うまでもございません。幸い、今年度より最後のセーフティネットでございます生活保護制度と、その前段の第2のセーフティネットであります生活困窮者自立支援制度の窓口も、私どもの部署で一体的に掌握しております。それにより、その困窮状態によっても

2つの救済制度の適用判断、これが迅速かつ的確に行える体制が整備されたものと考えております。生活保護に必要である方への漏給を防止するためにも、生活保護制度が正当な権利行使の一つであることを認識していただくよう申請環境についても検討していく必要があるかと考えております。また、生活保護制度の広報についてはその詳細についてのパンフレットを生活支援課の窓口配布したり、ホームページや暮らしの便利手帳にも掲載しておるところでもございますがさらに地域では要保護者に必要な福祉政策等の制度周知や、担当窓口の紹介を行っている民生委員、地域包括支援センター職員との連携を行いながらこの生活保護申請のハードルを少しでも低くしていくことが必要ではないかと、そのように考えております。

○川上委員

申請権を絶対守るという答弁がありました。片峯市長、飯塚市は12年前に1市4町で合併したんだけど合併前に生活保護の所帯に対して、生活保護法によらずにそれぞれの自治体の独自施策として、名称はそれぞれあったと思うけれども福祉見舞金、本質的には生活補給金を自治体独自の裁量で支給していたものを12年前に財政の非常事態宣言に至るような財政状況のもとでこれを打ち切ったんですね。それでその当時よりもはるかに厳しい生活状態が見られる中で、この生活補給金の復活を検討するよう求めて、この質問終わります。

○委員長

同じく133ページ、扶助費、生活保護扶助事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書、同じく133ページですけれども、生活保護扶助事業費についてですが、追加資料54ページにお願いしています。これは生活保護所帯の車の保有について質問するものであります。本市の生活保護行政にとって、正確な理解と指導が重要になっていると思うんですね。そこで、まず資料もありますけれども生活保護世帯の車の保有について、国の考え方はどうなのかということについて説明を求めます。

○生活支援課長

お手元の資料をご覧くださいと思います。ページは54ページになります。左側が国の自動車保有に関する考え方で右側が本市の飯塚市自動車保有に関する取扱要綱となっております。この中で、まず国の見解ということですので一番初めに書いてあります生活用品としての自動車は単に日常生活の利便に用いられるのみならば、地域の普及率の如何にかかわらず、保有を認める段階には至っていないというのが大原則。ここからであろうかと、国の考え方ということであればこれに尽きるかなと。ただし、さまざまな条件がございますので、それに照らして国の考え、問答集や保護手帳を踏襲しながら、市の実施要綱を定めておりますのでそれは右側に記載しておるとおりでございます。

○川上委員

国の考え方の中には、下のほうに書いてある関係ですけども、国の考え方に書いてないのがあるわけです。国の考え方には、生活の維持及び自立の助長に資するものについては例外的にも認めるというふうにも言ってるんだけど、そのことは書いてない。なぜ書いていないんですか。

○生活支援課長

記載については、確かにこの中にございません。確かにこの記載だけ見れば自立の助長のみに重きが置かれているんじゃないかというようなお見込みだというふうに考えております。本市の自動車保有要綱に関しましては、通勤用、通院、通所及び通学用、事業用と3分野に区分して審査を行っております。また各個別の分野に限って判断すれば、保有の要件を満たせずとも世帯それぞれの分野が、複合的に重なることで、自動車の保有をしていることが世帯の生活維持に欠かせないとの判断がつけば、保有を許可しているケースも多々ございます。こうした

案件につきましては、世帯の担当者となるケースワーカーが世帯の個別の事情を詳細に聞き取り、審査会において、その自動車の必要性を報告した上で審査に臨むことになっております。

○川上委員

市の考え方のほうを聞くけれども、取扱要領制定はいつで、改定はいつなのかお尋ねします。

○生活支援課長

制定をしましたのが平成23年4月1日、最終の改定をしましたのが平成29年12月1日でございます。

○川上委員

それで、この取扱要領の4の本文のところ、この3行目に、自立の助長と書いてあるでしょう。この前に、国の見解、立場から言えば生活の維持及びというのが入るべきなんだけど、どう思いますか。

○生活支援課長

まず、生活の維持と言いますと、非常に広い範囲になろうかと思えます。現実には通院、通所または子どもの送迎、これも生活維持に関連してくることだと思えますが、これについても容認ケースはございます。ですので、生活の維持は自立の助長の前段であるために、改めて記載していないもので現実に生活の維持のみで自動車の保有を認めていない、そのようなことは一切ございません

○川上委員

それでは4の3に就労収入が維持費を著しく上回ることを書いているんですけどもこれについて、改訂前のものについてはどの程度と書いてあったんだけど。それはどうなりましたか。

○生活支援課長

改訂前の記載でございますが、就労収入の目安を男性12万円、女性6万円と記載しておりました。

○川上委員

削除したのはどういう理由ですか。

○生活支援課長

これを削除した理由でございますが、申請者が属する生活保護受給世帯の自立を果たすために目指すべき収入の目標額は世帯員の構成等、個々の実情で変わってくると考えております。このことについて一概に、男性で12万円。女性で6万円さえ得ていればよいという誤解を生じさせないためにも今回削除に至って、改めてケース・バイ・ケースで検討していくと、そのように変更したものでございます。

○川上委員

維持費を著しく上回るということこの維持費とは何のことですか。

○生活支援課長

自動車を維持しておりますと、まずガソリン代、車検、自動車税。それに任意保険料とそのようなものがあります。国の手帳にはこの経費を就労収入から控除するというような明らかなものは書いておりませんが本市はそれを就労収入から控除しております。結果的に就労収入から控除すれば市が認定する収入金額が少なくなるものと思います。同じ職場で、同じ給料をもらっておられる方で、片や自動車通勤をされてあって経費をとられた場合に、その方が自立ができなく、歩いて行かれている方が自立ができる。そういうようなことも時折、起こり得ることがありますので、そのようなことも鑑みながら検討させていただいているという状況でございます。

○川上委員

国の車の保有と使用の考え方については、扶助を受けた場合にそれを認めることができるという理解で私はおるんだけど、市の場合にご本人の最低生活費の中から捻出しなさいというのが、この取扱要領だと思うんですよ。この違いはどこで生じるんでしょうか。

○生活支援課長

本人の費用の中で捻出をしなさいという場合につきましては、これは障がい者の方々の通院、通所の場合ほかに収入のない場合に限ってのことであるとうちのほうでは判断をしております。あくまでもその場合は、その経費が最低生活費に割り込んできて、最低生活費を圧迫する形になりますので、ほかの方はさっき言いましたように就労収入の中の控除の中から引きますんで、最低生活費は何ら変わりませんけども、今言われるような本人のやりくりでやりなさいというのはあくまでも障がい者の通院、それも最低でも家族の方などに援助をしていただかないと最低生活は保障できないですよというようなお話をさせていただいてる状況です。

○川上委員

最低生活費がこことするでしょう。収入認定的に勤労控除額が来るでしょう。事実上、最低生活が上がると、事実上なるわけですよ。この部分を車の維持に使いなさいというふうに飯塚市の取扱要領はなっているわけです。でも国の場合は、他社からの扶養によるということになってると思うんだけど違いますか。

○生活支援課長

その今の例えは、先ほど申しましたように、障がい者の送迎、そういうふうに他から収入がない場合、それに限っての手帳の記載になっております。

○川上委員

その部分は勉強します。いずれにしても、生活の維持とそれから自立の助長その生活の維持及びというところをよく踏まえて、不当に生活保護を受けている人が、生活支援課から不当な指導を受けることがないようにしてもらいたいと思います。そのことを申し述べてこの質問を終わります。

○委員長

次に先ほど保留しました、126ページ、保育所費子育て支援センター運営事業費、江口委員の質疑を許します。

○子育て支援課長

積算にかかる単価につきましては、現在公表しておりませんので、ご理解をお願いします

○福祉部長

課長が今答弁いたしまして、委託にかかる設計につきましてはの単価を含めたところの設計の公表はしていないというところがございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○江口委員

今まで公表していないから、聞かれなかったから公表していないのかもしれませんが、現実に予算の積算の根拠の部分を示していただかないと、私どもはそれが妥当かどうかというのはわからないわけですね。国会においても、これは平成29年4月ですから、約1年前の政府側の答弁なんですけれど、一般保育士の予算積算上の基本分単価における人件費につきましては、園長が480万円、主任保育士が450万円、保育士が380万円という数字になっておりまして形であるんですね。きちんと基準単価を示した上で、それが妥当かどうかというやつを国会として判断をしていただいているんです。やはりその部分に関しては、はっきりしていただかないと具体的な数字そのものじゃなくても、おおよそこのぐらいですよという数字は出していただかないと、私どもはそれが妥当かどうか判断できないわけです。例えば、保育士といっても、保育士の単価を私どもは、私どもは400万円ぐらいかなあと思ったとします。でも現実に皆様方が積算した単価が1000万円だったとする。これおかしいよねと思っても、

それ示していただかないと、私もそれが妥当かどうかという判断ができないんです。だから数字を出していただきたいんです。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:29

再 開 13:30

委員会を再開いたします。江口委員の質疑につきましては、総括質疑で行いますので、次にさせていただきます。

続きまして139ページ、健康づくり推進費、保険事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

今、委員長からご紹介のあった事業費のうち、がん検診委託料4346万4千円についてお伺いいたします。このがん検診の際にピロリ菌の検査は実施しておられますか。

○健幸・スポーツ課長

実施の予定はございません。しておりません。

○上野委員

ピロリ菌検査の有効性等が言われておりますが、市はどのようにこの点考えておられますか。

○健幸・スポーツ課長

がんの対策といたしましては、早期発見とともに予防の重要性を考えております。その一つとしてピロリ菌除菌も考えられるわけですが、その対応策といたしまして、さまざまな施策が考えられますが、その方法等について検討が必要だと考えております。上野委員。この件については有効性、また国保の財政への貢献についても、これまで同僚議員から何度もご指摘、ご紹介があつておるわけなんです。今答弁いただいた中にさまざまな施策が考えられるので、その方法等について検討が必要ですよというふうに行政も認識されておられるわけですから、この点については実現に向けて積極的で前向きな検討を、必要だというふうに捉えられておるんですから、ぜひ検討をやっていただくようお願いして終わります。

○委員長

次に、139ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

健康づくり推進費、母子保健事業費についてお尋ねします。子育て包括支援センターというのはどういったものになりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

母子保健法の改正によりまして、平成29年4月からの4年間の期間に、さまざまな機関が個別に行っております妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ切れ目ない支援を実施することを目的といたしまして、子育て世代包括支援センターの設置について市町村に努力義務が課されております。これによりまして、本市においては平成30年度より健幸・スポーツ課保健センターを中核に、子育て世代包括支援センターを設置しようとするものでございます。子育て世代包括支援センターの業務といたしましては、まず妊産婦、乳幼児の実情を把握すること。2つ目に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3つ目でございますが、支援プランを策定すること。最後になりますが、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。この4つを必ず実施することとなっております。

○兼本委員

今答弁いただきました。私が理解するところによりますと、今の話でいくと妊産婦から乳幼児までの対応ということになるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今言われるとおりでございます。

○兼本委員

では、先ほど言われましたさまざまな機関が個別に行われている妊娠期から子育て期って言われましたよね、この子育て期っていう定義はどのようになりますか。

○健幸・スポーツ課長

就学前までと考えております。

○兼本委員

となると今回は、子育て包括支援センターというのは就学前まで、厚生労働省はだいたい7歳未満というのが子育て期というふうに定義されてるということですけども、先ほどは妊産婦から乳幼児までのお話でしたが、本来であるならば7歳ぐらいまでの間の部分までを見ないといけないんじゃないかと思うんですが、どのようになっていますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

子育て包括支援センターとしましては、対象者として全ての妊産婦、就学までの乳幼児、その保護者を基本とするというものを考えております。今回保健センターの中で行います子育て世代包括支援センターについてはその中でも妊娠期から3歳までの子育て期について重点を置くというようなものでございます。

○兼本委員

そうすると今はまだ市町村の努力義務ということでつくられたということで、とりあえず3歳児までということで考えられてあるんですかね。これは厚生労働省の計画の中でいくと、やっぱり7歳児ぐらいまでの間の部分でいろいろ4段階ぐらいに政策が考えられてあると思いますが、飯塚市としてはそのうちのある程度限定されたところで今回やっていくということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

その取り組み方につきましては、各市町村のほうに基本的にはまかされているという形になりますが将来的も含めまして、この30年度につきましては、今の言います3歳児までを重点を置いてやろうというものでございます。

○兼本委員

わかりました。実は先週、2月27日なんですが、私たちのほうで児童虐待防止のための講演会させていただきました。そのときに飯塚市内の虐待事例というのがアンケートをとりますと、かなりの量が出てきました。実際に例えば3歳児までにしますと、3歳児までの間の中でもかなりの事例があります。なおかつこういった防止をどのように防止していったらいいと思いますかというようなアンケートの間に対して、やっぱりいろんな関係機関と連携してやっていかないとまずいと、虐待防止は無理じゃないかというようなお話がいろいろ出てたんですね。私今回子育て世代包括支援センターの事業が行われるというのがありましたので、いろいろ調べてみたんですけども、アンケートの中に、妊娠中に子育てに対する情報や知識の支援が必要ではないだろうかといったような意見とか、もっともっと関係機関との密な連携が必要だよというような意見がいっぱいあったんですね。今回の業務の内容を見ますと、保健医療また福祉の医療機関との連携調整も行いますと、行うことが必ず実施することというような形になってるわけですよね。そういったときに、この児童虐待防止対策として、この子育て世代包括支援センターの業務というのが一つ考えられるんじゃないかというふうに私は考えますが、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

妊婦の方で虐待に限ったことではございませんが、支援が必要な方については、まず基本になりますが、母子健康手帳を交付するときの面談等に行い、その方に必要な支援方法やその体制について検討し関係機関と連携をしていきます。虐待に関しましては先ほど申しましたように母子健康手帳交付時の面接、検診時の状況や医療機関からの情報提供などで虐待の可能性が疑われる場合においては子育て支援課の家庭児童相談員と連携をいたしまして、家庭訪問を行うなど、虐待のあるなしについて確認をしたいと考えております。結果、必要に応じて児童相談所と連携し対応することと考えております。

○兼本委員

という、児童虐待防止対策に関しても、この包括支援センターの業務は含まれてるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○健幸・スポーツ課長

では、今回支援センターに配置される方っていうのは、こういった職の方でしょうか。基本、配置するのは保健師、栄養士、それから健幸・スポーツ課の保健センターでございますが、今言いました職員で対応することになるかと思えます。虐待の関係とか考えるとソーシャルワーカーの方とかも配置した方がいいんじゃないかと思えますが、その辺はどのようにお考えですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほども申しましたが、今回の子育て世代包括支援センターの配置については、ソーシャルワーカーの設置までには至っておりません。母子保健についてやれるところまではやろうというような考え方でございますので、今後センター機能を強化するに当たっては、必要な人員を検討するということになるかと考えております。

○兼本委員

この包括支援センターというのはいろんな役割ををすると思います。今回事業として行われます。1年間行われるわけですが、私今言いましたように虐待等の問題もどこに、最初の時点でどこに持って行っていいのか、どこに相談したらいいのか、いろんな問題もあります。この1年いろんな事業をやられて、問題点であるとか、今後こうしたほうがもっと子どもたちのために、お母さんたちのためになるんだというようなことを考えていっていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長

同じく、139ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

今の質問者の質問と同じような形ですので、1点だけ聞かせいただきます。今回のこの支援センターの分に関しましては、これは直営でやるということでもいいですかね。確認ですけど。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○永末委員

となりますと、このセンターの開所時間、開所日数の部分をお示しいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど答弁をさせていただきましたが、現保健センターの中に設置いたしますので、通常業務8時半から5時15分まででございます。

○永末委員

平日ということでもいいんですかね。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○永末委員

先ほどの質問委員の趣旨と同じような形になるんですが、やはり連携体制、各種保育の機関との連携体制も必要だと思いますのでぜひ子育て支援センター、ひろば等との連携も図っていただくように要望して終わります。

○委員長

次に、140ページ、健康づくり推進費、健幸都市推進事業費について光根委員の質疑を許します。

○光根委員

140ページです。健康ポイント事業の現状等についてご質問させていただきます。この事業の実施年度と、これまでの応募者の推移について教えてください。

○健幸・スポーツ課長

この健康ポイント事業につきましては、平成26年度からスタートしておりますが平成26年度は269名の応募がございまして、そのうち200名に記念品を送らせていただいております。平成27年度が328名。平成28年度が524名。それから今年でございまして29年度は652名の応募がございまして、当選者は200名としております。年々応募者が増加しており事業の定着が見られますので平成30年度も応募者は増加すると思っております。また当選者数を200名から400名にふやすというものでございまして、より参加者がふえるとともに、健康づくりを意識する市民をふやしていきたいと考えております。

○光根委員

この健康ポイント事業は市民の健康意識を高めるために有効だと考えますけれども、実施後4年が経過しておりますが、この課題についてはどうお考えですか。

○健幸・スポーツ課長

参加者数は年々増加しており、事業の認知度とともに健康づくりのきっかけづくりとして一定の役割としては機能していると評価はしております。しかしポイント付与が自己申告であったり、それぞれの健康づくりの目標と達成度がわからない、また参加者の健康状況の変化がわからないなど具体的なデータとしての集積ができてはおりません。また、もっと多くの方に参加してもらっていただくために、現在郵送で応募をいただいておりますが、その方法についても検討が必要と考えております。

○光根委員

全国的にもこの健康ポイント事業は全国的に導入が進んでおります。先進的な取り組みとして、申し込み、またポイント付加をIC化している自治体も多くあるようでございます。このIC化した健康ポイント事業については検討されておりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先進地におきましてはIC化によって成果を上げているとの報告がなされておりますが、その事業モデルではかなりの費用が必要でございまして、安定的に運営をするためには財源の確保が必要となりますので、現在簡易的汎用的なシステムによってポイントの管理ができないかを模索、検討をしております。インセンティブの付与方法、それ以外の課題も多くありますけれども一つずつ課題をクリアしていきたいと考えております。健康ポイント事業の事業目的であります無関心層の取り組みに向けて魅力ある内容となるようさまざまな視点で事業の見直しを図っていききたいと考えております。

○光根委員

本市のこの健康ポイント事業では、個人の目標の達成とか、また健診の受診、健康づくりの教室とかイベントへの参加などで、この3ポイントで応募ができると。それによって商品を贈呈する流れとなっておりますけども、この3ポイントにしてもこの自己申告制なのでやったかどうかわからないでも応募できるような形にはなっていると思うんですよね。確認は取れないんで。他市では累計したポイントで1千ポイントと2千ポイントで、そのポイントによって商品を贈呈するということも多くございます。このIC化によって登録も、このポイントもスムーズにできるし、参加者に対しても、自分のどれに参加したとか、どういう状況であるかも明確になってくると思われまますので、前向きにしっかり検討していただきたいと思います。またこの事業のインセンティブとして健康になるということに加えて、この商品がもらえて得したという実感が重要になると思います。平成29年度そして30年度の商品は何を予定されておりますか。

○健幸・スポーツ課長

平成29年度はショッピングバック、避難防災セット、サーモタンブラー、万歩計からの選択でございまして、来年度平成30年度はイラストレッチバンド、スポーツタオル、体操DVD、万歩計からの選択となっております。

○光根委員

この商品につきましても、この事業を拡大するようになれば、また協賛企業なども出てくるのではないかと考えます。そうすれば予算をかけずに、この魅力的な商品が提供できて、より多くの方が参加することにつながるのではないかと考えてますが、いかがでしょうか。インセンティブとして何をどのように提供するかということも課題の一つと考えております。この事業が、より広がるためにも魅力的な商品の提供というのは重要な要素でございまして、協賛企業を募るということも検討していきたいと考えております。

○光根委員

この事業ではアンケートをとられているようでございますが、その結果を教えてください。

○健幸・スポーツ課長

アンケートでは、まず健幸ポイント事業が健康づくりのきっかけややる気がアップしたかどうかをお尋ねしましたところ、82%の方がやる気がアップしたとの回答でございました。次にどんな魅力があったらこの事業に参加する人がふえますかという問いに対しましては、商品の魅力がアップすること、それからクオカードや図書カードがよい、またポイント数によって商品が変わったほうがよいというようなご意見をいただいております。また健康ポイント事業を広めるためのアイデアについては、老人クラブなどの団体に説明して参加してもらう、また口コミや声かけ、それとずっとこの事業を続けている方、継続参加している人へボーナスポイントなどのアイデアをいただいたところでございます。

○光根委員

今回予算を上げているのは90万1千円ということで、これは記念品の増加によるものだというところでございますが、本市は健幸都市いづかを掲げております。本市は健康について関心があるんだと、重要な政策なんだなということだと思っております。この事業を看板事業にしてもいいぐらいだと思うんですけども、多くの方に応募していただき、また健康づくりに興味の持っていただくようになるためには、もっと魅力ある事業にさせていただくよう、事業の拡大、充実をしていただきたいと思いますと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長

このような取り組みについて、実は1月ですかね、スマートウェルネスシティの全国協議会に行きまして、いろんな事例についての実践発表もお聞きしました。インセンティブをどう負

担するかということと、これが健康な価値観とそれからプラスアルファの違った、今ご指摘ありましたようなこともありますので、ぜひ実際にこれを使っていらっしゃる方々の声を一層集約して市民ともどもに前に進めることができるような取り組みに広げていきたいと思っています。

○委員長

次に、144ページ、環境対策費、その他の環境対策費について上野委員の質疑を許します。

○上野委員

今ご紹介の対策費のうち浄化槽設置費補助金、8340万5千円についてお伺いいたします。この補助金の交付対象者と補助金額の上限についてお知らせください。

○環境整備課長

浄化槽設置費整備事業補助金の補助対象者は、公共下水道事業計画区域並びにコミュニティプラント及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域において専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとするものとなっております。補助金の限度額につきましては、5人槽が33万2千円。7人槽が41万1千円。10人槽が51万9千円となっております。

○上野委員

公共下水道事業計画区域内は補助対象外となっておりますようですが、理由について教えていただけますか。

○環境整備課長

国の浄化槽設置整備事業実施要項で、事業の対象は下水道事業計画区域以外の地域と規定がされております。県もその方針に沿って、事業対象を定めております。そのために本補助事業の財源となる国県の補助金が下水道事業計画区域内の浄化槽設置費につきましては、交付対象外となっておりますので、本市でも同様な取り扱いとしているものでございます。なお、本事業に関する費用負担割合は、国県市がそれぞれ3分の1となっております。

○上野委員

国県市、いわゆる行政の都合で、全額個人負担を強いられている現状があるわけですよ。早急に解決していただきたいんですがいかがですか。

○環境整備課長

公共下水道事業計画区域において、下水道整備が困難な区域について、事業計画から除外した場合は現行の当該要綱ではその区域は浄化槽設置補助金の対象区域となります。また昨今では、合併浄化槽設備の性能等も高まっております公共下水道等の同等の排水が可能となってきました。このことから担当部署による下水道事業計画区域の見直しや社会情勢等を勘案しながら、国や県はもとより関係部署と情報共有を図り、効果的な補助金交付ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

次に145ページ、上水道費、上水道事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

ご紹介の水道事業会計補助金はどのような基準に基づいているのか、お尋ねいたします。

○財政課長

水道事業会計補助金につきましては、総務省から毎年4月に通知されます地方公営企業繰出金についてという通知に示されております上水事業の繰り出し基準に基づいて算出した数値を基に、毎年企業局と協議を行い、予算計上した金額の範囲内で支出を行っております。平成30年度当初予算に計上している水道事業会計補助金につきましては、全部で5つの項目について算出した額の合計となっております。まず1つ目の項目ですが、簡易水道事業の建設事業費に係る地方債の元利償還金の2分の1の金額で1989万8千円となっております。次に、

公営企業会計で雇用している職員の児童手当分として242万円。合併に伴い拡張した水道設備建設に係る合併特例事業債分として1億7400万円。繰り出し基準に規定された特定事業に係る一般会計出資債分として260万円。水道事業の経営戦略策定に係る費用分として、今年度限りではございますが500万円。以上5つの項目の合計でよい、2億391万8千円となっております。

○上野委員

総務省が基準を示しているということなんですけれども、基準以外の経費について補助金支出は可能ですか。

○財政課長

総務省が示している地方公営企業の繰出基準は、地方公営企業が健全な料金体系で、通常の運営を行った場合に一般会計が公営企業会計に繰り出しする内容の基本的な考え方を示したのとなっております。総務省はこの繰り出し基準内の支出の一部について地方交付税措置を行っておりますので、水道事業会計補助金は、繰り出し基準内で行われるのが好ましいのですが、水道事業会計の状況や料金負担等の事情から繰り出し基準外の経費について、水道事業会計補助金を支出している団体もありますので不可能ではないと認識しております。

○上野委員

今年度を示されました財政見通しでは、一般会計の厳しい財政状況が続くという報告がされております。公共施設の老朽化対策等の必要性については、水道についても当てはまると思いますが、水道事業会計補助金は、財政見通しにどのように反映されておられるのか、お伺いいたします。

○財政課長

水道事業会計補助金につきましては、平成29年度決算見込額や先ほど答弁いたしました建設にかかる地方債の影響等も反映させた上で試算を行っておりますので、財政見通しには適切な額が反映されているものと認識しております。水道事業における施設の老朽化対策に関する経費につきましては、先ほどの答弁と同じく繰り出し基準外の補助金支出も可能ではあります。しかしながら、普通会計においても、財政状況は大変厳しい状況でありますので、料金負担の影響など、企業局と十分に協議をしながら慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

○上野委員

先日代表質問でお伺いしたときに、上水道管の布設替やるとすると、280億円の費用が必要になるというふうな答弁がありましたが、この費用負担についても財政見通しにはもちろん入っているのでしょうか。

○財政課長

ただいま質問委員の事業でございますが、その分につきましては事業実施時期、それから事業費等を財政当局では把握しておりませんので、財政見通しには反映いたしておりません。

○上野委員

念のためですが、上水道管の耐用年数40年だそうなので、もうそろそろ布設替どんどんやってくるんじゃないかというふうには御指摘を申し上げておきます。その布設替がかかってきた場合に、こちらの一般会計からの繰り出しが十分でない場合は、先ほど御紹介あったように、水道料金に直撃影響を及ぼすというふうに私は考えているんですよ。これは企業局と、今後詰めていかなければならないと思いますが、大変な額ですからしっかりと計画を立てていただきたいと思います。この質問はここで終わるんですが、これから先の私の質問に関してはですね、財政見通しに関係するところがたくさん出てくるんですよ。発言時間はもう私ども決めておりますので、財政見通しの内容、たたき台ですね、代表質問の中では一部ご紹介いただきました

が、特別事業分についてもこの際教えていただけませんか。口頭で結構ですから。

○財政課長

閉会中の委員会でご報告させていただいておりますけれども、その内容と重複いたしますが特別事業分につきましては、小中学校の大規模改造、それから小中学校空調設備整備事業、それから各交流センター整備事業、それから体育館施設建設事業、文化会館整備事業、浸水対策事業、その他の施設整備事業等を特別事業として財政見通しで推計しているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:04

再 開 14:15

○委員長

委員会を再開いたします。

148ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

予算書18ページのふれあい収集事業費について、ご質問いたします。まず、事業の概要について、説明してください。

○環境対策課長

近年高齢化が進む中、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援が受け入れられない高齢者、障がい者の方に対して見守り活動を含めた戸別訪問収集を行うものでございます。高齢者等のごみ出しをめぐる課題は、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受け入れられない高齢者等が増加していることにあります。このことは、不適切なごみ出しをする、ごみ出しができなくなる、無理なごみ出しを続ける等につながってまいります。収集の支障となったり、ごみ屋敷を含む近隣住民とのトラブルとなる環境的な課題とあわせて、けがのリスク等、福祉的な課題が発生してまいります。これらの問題に対して、対象となる高齢者等へ見守りを含めた戸別訪問収集を行うことにより、事故を未然に防ごうとするものでございます。

○光根委員

今のご答弁の中で、必要な支援が受け入れられない高齢者及び障がい者等に対して、とありましたが、具体的な対象者の要件はありますか。

○環境対策課長

具体的な対象者の要件としましては、介護保険の要介護1以上の高齢者の方、もしくは重度の身体障害者手帳等の交付を受けている方、同居者がいる場合は、同居者全員が先ほどの要件に該当すること。また、親族や地域の方、また、ボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象とはなりません。

○光根委員

その対象件数としては、どのくらいを見込んでおりますか。

○環境対策課長

件数の見込みでございますが、参考として福祉部における高齢者や障がい者の方への配食サービスがございまして、この対象要件を参考に試算しまして、市内全域で約500件と推定しております。

○光根委員

今回予算計上してあります車両購入費の内容について、お答えください。

○環境対策課長

今回要求しております費用は、収集に必要な軽ダンプ車両3台分の購入費と、その諸費用で

ございます。飯塚市では飯塚地区、穂波・筑穂地区、庄内・颯田地区において、それぞれごみを搬入できる施設が異なりますことから、軽ダンプ3台で収集する予定にしております。

○光根委員

収集作業にかかわる費用が計上されていないようでございますが、なぜですか。

○環境対策課長

飯塚市は直営部局があることから、直営収集員による対応を行います。このことにより、収集委託料などの費用は計上しておりません。

○光根委員

直営部局で対応する理由は何ですか。

○環境対策課長

国の調査によります先進地事例においては、直営部局を有している自治体の8割以上が、同様の支援制度を設けております。飯塚市においても、直営部局による直接支援型で取り組みを開始するものでございます。

○委員長

同じく148ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

同じ内容でございますので取り下げます。

○委員長

同じく148ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

指定ごみ袋の作成費用が上がっているわけですが、作成単価がどうなっているのか、ご案内ください。

○環境対策課長

サイズや種類によって作成単価が異なっておりますが、平均して1袋税込14円でございます。

○江口委員

作成の方法については、従来どおりというふうな形でしょうか、どうでしょうか。

○環境対策課長

そのとおり、従来どおりでございます。

○江口委員

この問題については、一般質問の中で、作成単価が高いと。つくり方を変えることで安く上げられるというふうな形で指摘をしていたかと思いますが、それについてどのような検討を行った結果、従来どおりとなったんでしょうか。

○環境対策課長

昨年9月議会におきましてご答弁申し上げておりましたけれども、ごみ袋の形状を変えるためには、独自の型番作成とあわせ、大規模な製造機器の改修費用が必要になることから現状のままとなっております。

○江口委員

持ち手を長くという話もしましたが、片一方でロールの形からそうじゃない形に変えてはというお話もしました。その点はどうなっているのか。また、そのときに出てきた単価の違いについても、あわせてご案内ください。

○環境対策課長

委員ご指摘の平折り式の採用をということで、昨年9月議会でご答弁申し上げましたが、合併前には平折り式と申しまして、その方式を使っておりました。その当時は袋が破れや

すいなどの苦情を多くいただいております。現在のロール式に変更したものでございます。ロール式に変更しましてからは、市民からの直接の特段の苦情はいただいております。また、他市の仕様を確認してみますと、若干仕様の相違があることは理解しておりますけれども、総合的に判断しまして、他市の仕様に劣るものではないと考えております。また、単価につきましては、平折り式、これは現在の使用に合わせた平折り式の見積もりはちょっと困難であったものから、合併前、12年前の価格で申し上げますと、平折り式は1袋当たり8円程度でございます。

○江口委員

平折り式であつたら、12年前ではあるけれど1枚が8円だったと。これが今は何円ですか。

○環境対策課長

現在の価格で1袋当たり14円でございます。

○江口委員

平折り式の単価を採用すると、今回の予算で必要数に関しては幾ら減額になりますか。

○環境対策課長

平成28年度のごみ袋作成枚数が782万6800枚でございますので、換算しますと、差額は約4600万円となります。

○江口委員

その4600万円程度差があるんだけど、それでも採用すると。先ほど破れやすいと話がありましたが、破れやすいというのはね、袋の規格の話ですよ。ですよ。その破れやすいというのは、全く理由にならないんだと思っています。改めてお聞きしますが、なぜ平折り式を採用しないのか。お答えください。

○環境対策課長

本市が採用しておりますロール式ごみ袋について、若干ご説明をさせていただきます。袋1枚ごとに管理番号が入っております。徹底した品質管理が図られております。また、外包装がなく、部分的に紙ラベルでとめるという簡易包装を実現したものでございます。平折り式と比べますと、ごみの減量化になっております。回収する人のけがを防止するために、上下部分に取っ手がついております。また、大きな要因としては、視覚に障がいがある方のために、凹凸模様を入れ、ごみ袋の種類が確認できることを採用している大きな要因でございます。それに対して平折り式についての唯一のメリットは、作成費用がロール式に比べると安いということにございますけれども、主に原材料は海外製が多いため、厚みにばらつきがあることや、破損や枚数の違いなど、デメリットが多いということでございます。

○江口委員

材質に関しては材質を指定すれば済むことであり、点字というか、それに関してもそれを指定すればいいことだと考えています。上下に取っ手がついてるんで収集員のけががついていう話ありましたが、この前も一般質問のときに言ったのは、逆さまで置かないよねっていう話ですよ。全く理由になってないと思っています。改めてこの部分について再度きちんと検討することを求めて、質問を終わります。

○委員長

同じく148ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について上野委員の質疑を許します。

○上野委員

148ページ、ごみ収集事業費についてお伺いをいたします。次年度から新規に3台分の民間委託を行うに至った経緯とあわせまして、希望する地区には個別収集への平準化、及び収集時の対応など、各業者間でのサービス統一化をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○環境対策課長

ごみ収集業務の民間委託につきまして、ご説明をいたします。第2次行財政改革実施計画に基づきまして、平成27年度から33年度をめどに段階的に進めておりましたが、市の施策の中で、各施設の保全、環境保持やふれあい収集の実施等、業務員を必要とする事業が増加しており、その対応が急務となっております。このため、今後の行革予定を前倒して、ごみ収集業務に民間委託を実施するものでございます。また、戸別収集の平準化及び各事業者間のサービスの統一化につきましては、飯塚市ではステーション方式による収集を基本とさせていただいておりますが、高齢者の方や、ステーションまでの距離が遠い方等については、ステーションを分散化して、できうる限り市民の負担を軽減できる方法をとっております。今後も地域の状況に応じて、努力してまいります。あわせて、ごみ収集委託事業者9者で組織をしております飯塚清掃事業協同組合とは定期的な情報交換を行い、懸案事項については指導を行っております。今後もよりよい行政サービスに努めてまいります。

○上野委員

今回の委託金額の算定根拠と具体的な金額のご紹介をお願いいたします。

○環境対策課長

委託金額につきましては、運転手、事務員の人件費関係、車両に係る購入費や燃料費の車両費関係、及び事務処理や、連絡事案にかかる諸費、経費、あわせて、委託に収集件数や収集に必要な車両台数等を勘案して委託金額を算定しております。積算概要としましては、可燃ごみの収集件数の約6300件、不燃ごみの収集件数の約1万5500件、金額といたしまして、約6400万円を見込んでおります。

○上野委員

では、本年度の実績と財政効果について教えてください。

○環境対策課長

本年度のごみ収集業務に係る委託料の決算見込額は、全体で6億6636万円です。財政効果額については、平成28年度決算ベースで340万4千円でありました。

○上野委員

行革予定を前倒しをされた理由として、各施設の保全や環境保持、また、ふれあい収集の実施等という理由なんですけれども、この3台分の収集業務6400万円とお答えになられましたよね。行革を前倒した理由の、各施設の保全や環境保持、加えてふれあい収集、マックスで500件と申されましたが、こちらを民間委託した際と、この6400万円の比較、どのようにされましたか。

○環境対策課長

その分についての比較につきましては、業務員が業務が多煩になっているということ。また、ふれあい収集業務を始めるということでございまして、費用対効果という比較はしておりません。

○上野委員

3台分となると、乗車している業務員さんの数は1台当たり3人だと思うんですが、これ9人で間違いはないですかね。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○上野委員

財政課にちょっとお伺いしますけれども、9人の正規職員さんを、このふれあい収集と各施設の保全や環境保持、恐らくこれ草刈り等だと思うんですが、これに充てる経費と、この草刈り部分と、500件のふれあい収集を民間委託する際、常識的に考えてどっちのほうがお金がかかると思いますか。

○財政課長

人数の関係もございますし、業務内容もそれぞれ用途が違いますので、この場では金額の比較等は難しいかと思っております。

○上野委員

今回3台分が6400万円ですよ。6400万円で各施設の草刈りと500件のふれあい収集、十分可能だと思うんですが、この点決裁されたわけですから、どのようにお考えになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:34

再 開 14:35

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

委員ご指摘の費用対効果ということにつきましては、平成33年度までに直営1台分を残して、行革に基づく民間委託という手法をとっておりますけれども、タイムラグがありますけれども、いずれ業務員がいなくなったら民間委託には持っていかななくてはいけないということで、今回ふれあい収集に聞かしても、定数7人でそこに当たるということで、現実には業務員3名体制で収集を行うことが望ましいんですけども、現実には2名体制で行っておりますので、しっかりとその辺のところを見据えた上で、今後取り組んでまいりたいと思います。

○上野委員

民間委託を平成33年度までに行う予定だったので、前倒ししたということですね。

財政にお伺いしたいんですよ。前倒しする理由ですよ。草刈りと500件分の収集、これに正規の職員を充てるから行革の予定を前倒しましたと言うんだけど、あべこべですよ。だから財政課にお聞きしてるんですよ。各施設の草刈りと500件分の収集、6400万円かかるんですか。

○財政課長

環境対策課長が申し上げておりましたいわゆる業務員の応急的な業務量がふえてきたという部分で、ほかの業務に回す業務量の対応の分で、その分は対応していくという部分と、いわゆる退職される方の分を想定したところの前倒しの委託というところも相関関係になりますので、委託料につきましては、確かに金額的には6400万円という委託料の数字が出てきておりますが、ただいま申し上げたような形になろうかなというふうに思っております。

○行政経営部長

環境対策課長及び財政課長が説明しておりますが、業務員を採用するということは、行革の中では一応ストップをいたしております。その中で、業務員が今後も、今まで行っていた業務はできなくなります。ただ、今、財政課長が言いますようにタイムラグというのが、一度に、例えば放出する職員が6名なら6名、一度にやめれば、それを民間に振りかえていくという形になりますけど、そこには、ことは1人、来年は3人とか、そういう退職のタイミングがありますけど、タイムラグというのがそういうことであって、そういうのを含めて民間に、予定よりもちょっと前に放出したという形になっております。若干、今言われるのはわかりますけど、タイムラグというのを考えたときにはやむを得ないのかなという判断をいたしております。

○上野委員

では、担当課にお聞きしましょうね。可燃ごみの収集件数が6300件、不燃ごみの収集件数が約1万5500件で、6400万円の委託費ですよ。ふれあい収集は500件ですよ、

マックス。５００件で計算した場合、いくらになりますか。

○環境対策課長

可燃ごみで計算しますと、１件当たり１２万８千円となります。５００件で。

○上野委員

１０分の１で済むわけですよ。それに、各施設の主に草刈り作業ですよ。それでね、あなた方、厳しい財政状況の中で、１０倍の委託金額を前倒してるわけですよ。

だと思いますが、ちょっと先ほどの答弁が——。ごめんなさい、６４００万円を６３００件で割ったのかな。１２万１０００円って。

もう一回質問しますね。収集件数約６３００件と不燃ごみが１万５５００件で６４００万円ですよ。これが、５００件の委託金額だとすると、委託金額はいくらになりますかとお伺いしました。単純に６４００万円を６３００件と１万５５００件なんで２万１８００件で、割って５００件を掛けると１０００万円ちょっと。ごめんなさい、１０分の１じゃなくて、たったの５倍でした。厳しい財政状況の中で、それを３年間も前倒しするっておかしくないですか。しかも行革の前倒しだって言ってるんですよ。答弁出てこないでしょうからご指摘をしておきますね、この部分は。

今回も一般競争入札を行われてないんですけども、それはどうしてですか。

○環境対策課長

理由につきましては、平成２０年６月１９日及び２６年１０月８日に環境省より通知があり、この通知には受託者の能力条件等に加え、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視すること。また、平成２６年１月２８日の最高裁判決で、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業に専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられてはいないものと考えたとの司法見解を含め、市町村は適正な運用を行うようにとの指導があつており、競争入札に至っておりません。

○上野委員

この環境省からの通知には、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視することとありますよね。最高裁判決でも、この一般廃棄物処理業は自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないという司法見解があつたということで、基本的には行政の仕事だつていうことです。しかも、経済性の確保の要請よりも業務の確実な履行を重視することとあるのに、ここに行革を持ってきて、民間委託するっていうのは矛盾がありませんか。ご指摘をしておきますね。今回、民間委託３台出されたわけですが、行政として委託業者が特定されるような希望、文言を伝えられた事実はありませんか。

○環境対策課長

事業者を特定するような指示はいたしておりません。私どもから委託業者９業者に対して、３点お伝えをしております。１点目は、事業者の推薦に当たっては、９事業者間で解決すること。２点目は、直営部局のエリアであつた地域の一部を委託すること。３点目は、新規委託エリアに係る収集車両の必要台数は３台分であること。以上でございます。

○委員長

次に１５３ページ、し尿処理費、環境センター管理運営事業費については、上野委員から取り下げがあつております。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「第３款 民生費」から「第５款 労働費」までについて、総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩しますのでその間に執行部の席の移動をお願いします。暫時休憩いたします。

休 憩 14:47

再 開 14:57

委員会を再開いたします。

次に、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております157ページ、農業総務費、農業振興地域整備計画策定支援委託料について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

農業振興地域整備計画策定支援委託料について、事業の内容と目的について、概要をご説明ください。

○農林振興課長

農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第3条の2第1項の規定で示されております国の指針に基づきまして、同法第4条第1項の規定により、昭和45年3月に福岡県が圏域において、農業振興地域の指定をいたしております。飯塚市におきましては、合併前の1市4町それぞれが指定を受けたことに伴いまして、同法第8条第1項の規定により、それぞれの市、町において、農業振興地域整備計画を策定しており、現在に至っております。今回の事業の内容でございますが、合併前にそれぞれの市、町において策定し、現在に至っております農業振興地域整備計画を、新市として新たに策定するための事業となっております。

○兼本委員

今回その農業振興地域整備計画を新たに作成するとのことですが、なぜこの時期に策定することが必要なのでしょう。

○農林振興課長

農業振興地域整備計画の策定につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項において、農業振興地域整備計画を策定した市町村は、農業振興地域について、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、農業生産等の事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする示されております。また、国が平成12年に農業振興地域制度を円滑かつ適正に運用するために制定しました農業振興地域制度に関するガイドラインでは、市町村合併により1つの市町村に複数の市町村整備計画が存在する場合には、速やかに整備計画の統合を行うことが望ましいと示されております。また、国の指針の変更に伴い、福岡県では平成23年3月に先ほど申し上げました旧1市4町ごとに指定をしております農業振興地域を飯塚地域として1つの区域といたしております。しかしながら、本市におきましては合併後既に10年を経過しておりますが、同法に規定された調査を一度も行っておらず、旧1市4町において策定された農業振興地域整備計画において、運用を行っております。この整備計画は、国が定める基本指針により、都道府県ごとに定めた基本方針に基づきまして、市町村が定めるものでありますことから、国、県、市と策定すべきものとしたしまして、今回、本市として1つの整備計画を策定することといたしております。

○兼本委員

今のお話では、国の方針、それから福岡県が平成23年3月に飯塚地域としてこの旧1市4町ごとに指定した農業振興地域を1つとみなすということですね。今回、国と県と市が策定しなくてはいけないよということで、策定するということだと思っておりますけれども、今までは策定しなくてよかったのが、今回、策定しなくてはいけないということになったということは、それぞれその旧1市4町において策定された農業振興地域整備計画というのが、それぞれ違いがあり、今の飯塚市において、何かしら問題が生じてきたということが原因になるんでしょう。

か。

○農林振興課長

今、質問委員言われますように、旧1市4町で策定しております整備計画につきましては、やはり要件といいますか、中身にばらつきがありまして、やはり社会的な部分で言えば、道路の拡張工事をした場合に、農業振興地域が今現在、例えば、簡単に言いますと200号バイパスで、旧穂波が例えば2町分、初めから振興地域に入っていなかったと。その場合、白地になりますけれども、ではその先の庄内とか、旧穎田町が1町分しか外れていなかったと。そういった形でやっぱり振興地域の除外の先の転用を見据えた場合にばらつきがありますので、その辺は統一した部分で農地を守っていかなくてはならないということで、今回、見直しをするように考えております。

○兼本委員

地元の、例えば農業委員会であるとか、そういったところはその変更に関する件に関して、了解され、承諾されていらっしゃるのでしょうか。

○農林振興課長

まだ今の段階では計画の予定ですので、今後、予算が確定しましたら、早急に地元のほうの関係団体等に当たりまして、話を進めてまいりたいと思っております。

○委員長

同じく157ページ、農業総務費、農業振興地域整備計画策定支援委託料について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

農業総務費の農業振興地域整備計画策定委託料について、お聞きいたします。今、同僚議員のほうからも同じ内容で質問がございましたので、私は1つ、違う部分でお聞きしたいと思うんですが、今回、委託ですので、その受ける受託先が出てくるかと思うんですが、これはどういったところが受託されるようになるのでしょうか。

○農林振興課長

市町村合併の後、いろいろな地域において振興計画の策定を行っております。その辺の事業者を調査いたしまして、何件か当たって、そこでちょっと決めていきたいなと思っております。大体、コンサル的なものになってくると思います。

○永末委員

そうだと思うんですね。ここでちょっと1点心配になるのが、今回、農振地域、農業を守っていくという地域なので、やはり地元の地域の農業の現状というのをしっかり把握していただいている業者さんではないと、こういったところ、本当にきめ細やかなところまで行き届きにくいんじゃないかなと思うので、まずその部分をしっかりやっていただけたところと委託業務を結んでいただきたいというのが、まず1点ございます。

それと、ちょっと手続的な部分になるかと思うんですけど、通常、農振除外申請を行うときというのは、農振協議会のほうにかかって、そこで協議されて、外れていくような形になると思うんですが、今回この計画を策定した後、その手続上の変更というのはないんですか。

○農林振興課長

まず、事業者につきましては、今、質問委員言われますように、地元の農地をしっかりと把握できる業者、そして、後は経験のある業者ということで選定をしてみたいと考えております。それと、あと策定後の農振地域の変更につきましては、現況どおりとなります。

○永末委員

新しい農振計画にのっかって、計画、新しい策定後も同じような手続で進んでいくということなんですが、恐らくこれ、先ほどの答弁でもあっていましたけど、要件とか中身にばらつき

があるので、その統一化を図るということなので、その策定の段階で今まで農振地区だったけれど農振地区ではなくなる地域、もしくはその逆とかいうのも出てくるかと思うんですけど、そういったところはそのような理解でいいんですか。

○農林振興課長

見直しに伴いまして今、農振地域に入っているところから外れることもありますし、また、入っていないところが入るようになってきますので、それは今、質問委員おっしゃるとおりになっています。

○永末委員

となると、入っていなかったところというのが、この計画で網かけといいますか、入るような形になると、通常、農振除外が必要なかったところが農振除外が必要になる可能性が出てきますし、農転は、その後農地転用がどちらにしても必要なんですが、そういったところで所有者の方に大きな影響が出てくる部分だと思うんですが、ここに関してはどうなってくるんですか。例えば、今までかかっていたところが今回外れる。計画をつくった中で外れるとなったときに、通常は個別案件でずっと審議していくわけですけど、それが今回、この包括的な計画を定めるに当たって、かかってくる場合とか外れるが出てくると思うんですけど、そこら辺はどういうふうな整合性をつけて、計画をつくっていくんですか。

○農林振興課長

まず、用地につきましては、個別に全てアンケート調査を行います。それとあわせて、その地域の生産組合長さんとか、農事組合長さん、その辺の意見も踏まえながら網かけをしていきたいと思っております。

○永末委員

今回、この計画によってかなりの、農業をされている、農地を所有されている方に影響が出てくるかと思うので、当然、この計画自体というのは農振協議会の場でも審議していくということでもいいですか。

○農林振興課長

はい、そのようになってまいります。

○委員長

同じく157ページ、農業総務費、農業振興地域整備計画策定支援委託料について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

ただいまお二人の同僚議員からのご質問もございましたが、事業を進めるに当たって、その先、具体的進め方について最終的に聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

事業の概要につきましては、農業地域の整備に関する法律または農業振興制度に関するガイドラインに基づき、合併後行っていなかったのを見直し、整備計画を1つに統合するということが理解できましたが、それでは、新たな農業地域支援整備計画が策定された際には、どのような効果がもたらされるのか。そこら辺について、お答えください。

○農林振興課長

本市においては、従来より食にかかわる事業者から良質米地帯としての評価が高く、水稻を中心とした農業生産が行われております。しかしながら、全国的な問題であります農業者の高齢化や耕作者の減少に伴う耕作放棄地の増加、また、市内の道路整備等の開発に起因する住宅等への転用により、平成25年を基準に、過去10年間で経営耕地面積は9.7%、約223ヘクタールが減少しております。農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて、持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために、良好な状態で確保、保全していくことが必要であります。また、農地は国土の保全や水資源の涵養、生態系の保全、

良質な景観の形成等、多くの役割を果たしております。そのため、今後10年の本市の農業振興地域における方向性を明確にすることで、この多面的な機能を有する農地の保全はもとより、目標誘導を行うことで、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することができるものであると考えておるところでございます。

○吉田委員

農業生産にとりまして最も基礎的な資源である農地を守ることは、将来に向けて持続的な農業生産活動を行うためには必要でございます。農家の方はもちろんのこと、農業政策にかかわりますJA、県の農政部署、関連機関と十分な調整を図っていくことが必要だと思います。先ほど、地域の農事組合長、生産組合長との調整もしていくということでお答え願いましたが、また、このような農地を守っていくような立場から、農業委員会との連携、調整が必要だと、今後事業を進める上では必要だと思いますが、その点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○農林振興課長

質問委員言われますように、農地を守る立場、また、農業の振興を図る上では、農業委員会との調整は必要不可欠と考えておりますので、整備計画の策定に当たりましては、農業委員会とも十分な意見交換を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

○吉田委員

農業振興地域の整備計画について、農業委員とのかかわりについて述べたいと思います。農業委員会に関する法律第6条に掲げる所管事務、農地法に関する事務ほか法令により権限に属された農地等の利用、関係調整に関する事項として、農業委員会の役割として、農地の流動化、農地の利用関係の調整、集団化等、構造政策の推進があると定められております。それでは、農業委員会については、この計画に基づき、どのような対応をされていくのか、お答えください。

○農業委員会事務局長

本予算が成立をいたしましたら、現在、農業委員会から推薦をいたしております農業振興地域整備促進協議会の委員を含めまして、農業委員会としてどのような体制でかわっていくかについて、協議をいたします。その協議結果に基づく体制で、農業委員会として審議をいたしまして、意見の具申を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○吉田委員

農業振興地域促進協議会委員、これは現在何名ほどで、どのような方が参加されていますか。

○農業委員会事務局長

現在、農業委員会から推薦をさせていただいております委員につきましては、5名となっております。

○吉田委員

その協議会の内容、全員が農業委員さんの中からという考え方でよろしいのでしょうか。

○農林振興課長

協議会の委員につきましては、議会のほうから選出の委員さんと、あとJAのほうの委員さんと、あと農業委員会から選出をいただいております。

○吉田委員

そしたらこれは農林振興の管轄ということですね。今回進めるに当たって、この協議会の委員5名で全地区をカバーできると思いますでしょうか。それとも、何らか今後検討されていって、協議会の委員、別にその委員会辺りをつくって計画を進めていくのか、その辺についてお答え願えますか。

○農林振興課長

今現在、委員さんが全員で15年いらっしゃいまして、そのうち農業委員会から選出をいただいている委員さんが5名ですので、その15名で、地区を考えていくような形になると思いますので、農業委員5名だけでその地区を見てもらうということにはならないと思います。

○吉田委員

そうですね。これ計画を組むに当たってやはり地域の方々のお考え、それと今まで合併後も行われていなかった事業ですので、ばらつきのないように、それと、これから本市において、就農者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地等も出てきておりますので、その点を踏まえて計画と実行に移していただくように要望して、終わります。

○委員長

次に、164ページ、農業施設費、農業施設長寿命化事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

農業施設費、農業施設長寿命化事業費についてお尋ねいたします。この事業はどのような計画をなされるのでしょうか。

○農業土木課長

本事業につきましては、近年、老朽化が進み、耐用年数を超えて稼働している農業用施設に関しまして、機能診断を実施し、結果に基づき劣化予測や効率的な工法の検討等を実施するために計画するものです。事業計画としましては、まず、平成30年度よりため池、井堰の台帳整理に着手し、次年度以降、引き続き、他の施設の台帳整理と並行しながら、長寿命化計画を策定し、施設の適切な管理を行うことで、順次、計画に基づき、老朽化対策事業を実施していきたいと考えております。

○兼本委員

そうすると、これいわゆる農業インフラの整備という形でよろしいんですね。5カ年計画ですかね。その中でやはり、今後、そうすると農業インフラに関する整備事業費というのが上がってくるというような形になってくるのでしょうか。

○農業土木課長

インフラ整備につきましては、計画に基づきまして、順次、国、県の補助を活用しながら更新していきたいと思っております。

○兼本委員

それでは、施設に対する地元の要望等も考慮していただきたいと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○農業土木課長

地元からの要望につきましては、施設台帳をシステムデータ化することで、住民の問い合わせについても迅速に対応することが可能になり、要望等の履歴も反映されることで、適切に対処することができるように考えております。

○兼本委員

最後にします。農業用施設として、例えば、利用がなくなったため池とかが出てくるんではないかというふうに思いますが、そういった場合にはどのような対応をされるのでしょうか。

○農業土木課長

農業用施設としての利用がなくなった場合は、農区や自治会等と調整を行いながら、有効活用について検討していくことになると考えております。

○委員長

同じく164ページ、農業施設費、農業施設長寿命化事業費について、吉田委員の質疑を許

します。

○吉田委員

事業内容辺りについては、ご説明の中で理解できました。

それでは、3カ年計画で、ため池、井堰、ポンプ、用水路、農道等、全般にわたって調査するというのですが、調査終了後、平成33年以降の計画については、どのように考えているのかをお願いします。

○農業土木課長

平成33年度以降につきましては、農道台帳の整理、システム化を行い、その後、長寿命化計画を策定し、順次、計画に基づいて施設の管理を行い、老朽化事業を実施していきたいと考えております。

○吉田委員

33年から実施していくということなのですが、やはり施設に対する地元要望等もいろいろ、今現状で受けておられるところも考慮し、計画策定を行っていただきたいと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○農業土木課長

先ほどもお答えしましたが、地元からの要望につきましては、システムデータ化で住民の問い合わせにも迅速に対応することが可能になります。また、要望等の履歴も反映されることになりますので、適切に対処ができるようになると考えております。また、年次計画を立てることで、地元要望に対し、明確に回答することが可能になると考えております。

○吉田委員

そうですね。非常に、今までなかったことでありがたいことだと思っております。あわせて、農地には、大雨時には水田や畑、雨水を一時貯蔵し、下流域へ流す洪水防止機能も持っております。水を農地に一時的に蓄え、雨水が大量に川を流れるのを遅らせ、浸水対策にも寄与することから、この事業、井堰、ポンプ、水門、ため池、しっかりと調査していただき、今後事業が進めてまいられることをお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に170ページ、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

商工費、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業費について、お尋ねいたします。昨年度の予算委員会におきまして、十分な検証策を準備した上、行うべきだとの附帯決議がありましたが、今回の予算上程にはどのような検証が行われましたでしょうか。

○商工観光課長

平成29年度の実施に当たりましては、まず福岡県とプレミアム商品券の効果測定について打ち合わせを行いまして、また、実施主体であります商工会議所、商工会とプレミアム商品券の他市の実施状況等について、また、大規模店舗制限の実施等について協議を行い、アンケート内容については大学を含め協議を行ってきました。今回の実施におきましては、消費者へのアンケートと取扱店へのアンケートを実施し、その結果により改善策を検討することとして実施いたしております。あわせて商品券の当選者が引き換えに來られたときに、簡易的なものではありますけれども、アンケートを実施しております。今回の実施に当たり、消費者の方、取扱店へのアンケート調査を実施して、今後、検証を行うこととして事業を実施していきます。また、消費者の方には商品券の引き取り時に簡易なアンケートであります。市内、市外の居住状況、商品券の使い道、主な購入予定品、次年度の購入意向の調査を行いました。また、他市のプレミアム商品券の取り扱い内容等の確認を行った結果をもとに、大規模店舗の定義、大

規模店舗での使用制限、日用品の購入を制限、加盟店負担を大規模店舗のみとする場合、商品券で購入できる対象商品、対象店舗でのプレミア率を区別つけること、商品券の額面を現在500円掛ける22枚としているものを千円掛ける11枚とすること。また、商品券事業の廃止も含め、実施主体、商店街の個店の皆様と協議を行ってきました。その結果、実施に当たって消費者への周知を行う場合で、新たに費用負担等が発生し、その費用負担をだれが行うのかということにつきましても協議を行いましたが、平成30年度は現状のまま実施したいとの結論となっております。今回実施しておりますアンケートの結果に基づき、実施主体と今後協議を行うこととしております。

○兼本委員

当選者に簡易版のアンケートを実施したということですが、どのような内容でしょうか。

○商工観光課長

居住地の調査で市内の方か市外の方かということと、商品券の利用目的、主な購入予定品、次年度のプレミアム商品券の購入意向についてのアンケートでございます。

○兼本委員

では、そのアンケートの結果としては、どのようなことが出ましたでしょうか。

○商工観光課長

アンケートの回収につきましては、1495人から回収ができております。うち市内の居住者は1379人で、92%。市外の方は106人で約7%でございました。商品券の主な利用目的として、複数回答ではありますが、普段の買い物と同じものを購入すると回答した方が947人、62%。いつもより多めの買い物をする予定の方が429人で28%。主な購入予定品としまして、食料品等の日常品が1231人、60%。電化製品等が321人、16%。外食等が278人で14%でございます。

○兼本委員

昨年と比べますと一歩前進したのかなというふうに私は思っておりますが、そこで、プレミアム商品券の考え方というのを、今回まだ簡易的なアンケートかもしれませんが、一度整理されて、もう一回考えられたらどうかなというふうに私は思っております。例えば、市として、なぜこの事業が必要なのか。何のために実施しているのか、市の考えているこのプレミアム付きによる効果としてどのように考えているのかといったことを、このアンケート等にあわせて、もう一度考え直したらどうかと思いますが、今のところどのようにお考えなのか、お伺いしていいですか。

○商工観光課長

この事業の目的としましては、個人消費を押し上げて新たな需要を喚起し、市内の経済を活性化させるという目的がございます。また、この事業につきましては、近隣自治体はほとんど実施している事業であることから、飯塚市だけが実施しないということにつきましては、他市町に消費が流れることも想定されます。そのため、飯塚市のプレミアム商品券を市内外の方に広く購入いただいて、使用期限までに市内で消費していただいて、市内の経済の活性化を図る必要があるというふうに考えております。

○兼本委員

例えば、先ほど大規模店舗を制限してみたらどうかとかいうようなことをお考えだというふうなことも言われておりました。これ、逆にプレミアム分の一部を中小店舗でしか使用できないとなるような形にしてみるとか、飯塚市にある店舗は税収が市に入ってくるけれども、市外に本社がある場合は税収が入らないといったようなところを考えて、その店舗に制限をするとか、そういったところはでしょうか。

○商工観光課長

質問委員のご指摘のとおり、地元の中小店舗でプレミアム商品券を使っていたほうが、大規模店舗で使われるよりも地元への経済波及効果は大きいということは認識しているところでございます。しかしながら、大規模店舗においても、地元の農産物等が販売されていることから、大規模店舗で使用しているプレミアム商品券の利用が地元経済に貢献しているのではないかというふうにも考えております。利用制限につきましては、従前より実施主体と協議を行ってきておりますが、現在行っておりますアンケートの集計結果を考慮しながら、今後もこのプレミアム商品券が地元経済に貢献できる方法について検討していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

先ほど簡易的なアンケートということでおっしゃられていましたが、飯塚市の市民、このプレミアムチケットを購入される方は、ほぼ皆さん、普段の買い物と同じものを購入されるというふうに言われているわけですね。そこに購入される方は魅力を感じていらっしゃる。逆に言うと、ちょっと残念ながらそれ以外に飯塚市に魅力がないのかなというふうに思ってしまうところなんですけれども、私はこのプレミアム商品券、あっていいんじゃないかというふうに思っております。ただ、今言いますように、なおかつこれは、このプレミアム商品券を普段の買い物と同じものに使いますよと。そこにしか魅力を感じていないところが問題じゃないのかなというふうに思います。そういったところで、市内で利用してもらうことが当然前提であるんですけども、店舗の魅力等を感じてもらうような工夫が必要ではないかというふうに思いますけれども、飯塚市としてはどういったことができると思いますか。

○商工観光課長

中小店舗の魅力を感じてもらおうということにつきましては、現在、中心市街地の商店街におきまして、まちゼミ等の開催を実施いたしまして、個店の魅力をPRしているところでございます。今後、このまちゼミを通じまして、広く市民の方へ中小店舗のPRができるように、飯塚市としても協力していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

結局、地域活性化というと、そういったところに毎回落ちつくわけですね。市長、私ちょっと思うところがあるんですが、平成28年、中心市街地の子育てひろばに来られるお母さんたちに対して、飯塚市の中心市街地で、何か中心市街地を利用できないだろうかということで、九工大の学生が情報を合わせて、どういった情報を流せば商店街を利用できるんだろうかと言ったような論文を書かれていらっしゃいます。今、学校と飯塚市と、今、大学と連携されているということですよ。今、何回も私もこの質問をしてるんですけど、なかなか考え方が、新しい考え方というのが出てこない現状ではないかなと思っています。ここで若い考え、例えば大学生の経営情報学部とかあるわけですよ。当然、経営に関する授業、学校で研究はされるわけです。ゼミもあるわけです。卒業論文のテーマにしてもらうとかいうことで、市として、大学にこの地域活性化の研究材料というのを与えてみると。これ論文ですから、数字を出さなくてははいけませんよね。そうすると、学生は学生で、そのために学生を呼び込むかもしれません。こういったことをすれば活性化につながるよといったような新たなアイデアも出してくれるかもしれない。そういった意味で、ぜひ私、学生を学校と連携して、学校の学科のテーマでも、研究テーマでも構いません。そういったものにぜひ活用してもらうようなことを市長のほうからお願いするということではできないでしょうか。

○市長

ありがとうございます。現在、行政アドバイザー会議にも、両大学、3大学の先生方にも出席していただいて、ご意見も拝聴させていただいています。今、提案がありましたようなこと

について、ぜひ若い感覚の方、そして、地元で生活をしていらっしゃる方で、かつそのような専門的な学部も中にありますので、こちらのほうから提案して、提言が学生さんからもらえるように動いていきたいと思っています。

○委員長

同じく 170 ページ、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

重なりますので、少しだけお聞きいたします。この商品券実施に際して、アンケートはなされておりますが、購入者の属性については把握していないというふうな理解をしておりますが、そのとおりでよろしいですか。

○商工観光課長

今回のアンケートでは把握はしておりません。

○江口委員

やっぱり、そこら辺をきちんと把握しないと効果的かどうかってわからないんだと思うんです。先ほどあったように、多くの方々が今までと同じものを買っているわけですね。だとするならば、何も消費喚起には結びついていないわけです。単に、ある意味お金が、その商品券を買うことができた方にお金に移っただけ。経済は何もいい方向には変わってはないわけです。そこら辺をきちんと含めた上で検討しなくてはならないと思っています。中小企業振興基本条例の中に、円卓会議というものがあります。こちらのほうではこのプレミアム商品券に関しての議論等は何かございましたでしょうか。どうでしょうか。

○商工観光課長

現在のところはまだ行っておりません。

○江口委員

ぜひ、この部分も含めて、経済政策については、きちんとこちらの円卓会議で、何がいいのか、限られた財源の中で何をやっていくべきなのか。それをしっかり検討していただきたいと思っています。12条には、「中小企業振興施策について審議し、必要に応じて調査研究を行うこととしております。そしてまた、効果的かつ実効性のある振興施策については市長に提案するとともに検証を行うこと」とございますね。立てつけとしてはこちらでしっかり審議できる形にしております。ぜひそういったことをやっていただきたいをお願いをしておきます。ただ、やっぱりこのプレミアム商品券の事業に関しては、私は前も言いましたけれど否定的に思っています。それがきちんと効果があるというのがはっきりと数字で示されない以上は、もうやめるべきであると申し添えておきます。

○委員長

次に 177 ページ、観光費、飯塚観光協会補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

観光協会補助金の中に観光案内人に関する部分がございます。観光案内人に関しての、どのような作業に対して補助金を出しておられるのか、お聞かせください。

○商工観光課長

現在、筑豊飯塚観光案内人の業務につきましては、主に旧伊藤邸での観光案内になっております。

○江口委員

その部分を、観光協会を経由して出す理由はどのようなことですか。

○商工観光課長

この観光案内人につきましては、観光協会に事務局を持って、そこで運営しているところで

ございます。

○江口委員

その事務局は、毎年度どのようなお仕事をされているんでしょう。

○商工観光課長

毎年、「飯塚市の観光について」という研修を実施しております。

○江口委員

観光案内人の方々、新規募集は行われておりますか。毎年やっておられますか。

○商工観光課長

募集につきましては、平成27年度が21名でございましたので、平成28年度に新規募集をしましたことから、現在26名の観光案内人になっており、現在、平均年齢は71歳でございます。申しわけございません。直近では27年度に募集をかけたところでございます。28年度、29年度はかけておりません。

○江口委員

先ほど平均年齢が71歳というお話がございました。やはり毎年毎年、確実に1歳ずつ、皆さん方も私も、観光案内人の方も歳をとるわけです。しっかりと次世代を育てていかないことには、しっかり続けられません。きちんとそのようなことを含めて、しっかりと対応していただきたいということを申し添えます。

また、あわせて旧伊藤伝衛門邸、そちらでの観光案内が主なんだという話がございました。ただ、旧伊藤伝衛門邸に関しては、いろいろな、いろいろなというか、2種類、3種類の方がおられるわけですね。教育文化振興事業団から雇いの方、そして、観光協会雇いの方、そして観光案内人の方がおられるわけです。バラバラなんです。観光案内人の方は観光案内をして、ご説明をしてあげて、どちらかと言うと本当にわずかばかりの謝礼をいただく。片一方で、文化振興事業団の方ないし観光協会の方は、売店だったりとかチケット売り場の方々に関しては、全然違う報酬体系になっているわけです。まとめた上で、どうやってしっかりしていただける方、観光案内人の方々にもきちんと、ある意味、相当な対価が行くようにするかということとはしっかり考えなくてはならないと思っていますので、そこもあわせて検討ください。

○委員長

次に178ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

土木総務費、住宅リフォーム補助金についてお伺いいたします。住宅リフォーム補助金の申し込み数の状況というのはどのようなになっているのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

住宅リフォーム補助金の申請受付の状況につきましては、平成23年度124件、980万円。24年度249件、1979万1千円。25年度243件、1990万円。26年度250件、1995万1千円。27年度370件、3082万6千円。28年度229件、1927万4千円。本年度は2月末現在で申請の取り下げ及びキャンセル待ちの調整を行いまして、249件、1988万9千円の見込みとなっております。国庫補助金を財源として予算額を4千万円に増額した27年度以外は、例年10月ごろに予算額に達し、受付を終了いたしている状況でございます。

○兼本委員

平成27年度以降は10月ごろに予算額に達するというので、28年、29年と大体約229件、249件と20件増えていますし、27年度は国庫補助があったということで、370件というような申請があっているわけですが、結局、この枠をとれば、それだけ申し込みが

あるというふうになるんですけれども、10月ごろに終わるということは、何月が締め切りになるんですか。12月ですか。12月が本来は、何月まで本来はあるべきなんですか。

○住宅政策課長

本来でしたら2月末日までを申し込み期間といたしております。

○兼本委員

ということは、4カ月ぐらい早目に終わっているということなんですけれど、この4カ月伸ばせるように補助金を組むようなお考えはございませんでしょうか。

○住宅政策課長

本事業につきましては、市の単独事業でございます。予算の範囲内での実施といたしておりますことから、今後の事業のあり方につきましては、市の予算全体での調整が必要になるものと考えております。関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○兼本委員

私は、この事業は施工業者を市内業者としてある。それから、リフォームということですから、そこにまたずっと住んでもらうということで、定住を促進するといった意味で有効な事業ではないかというふうに思っております。市としては、今ちょっとお話あると、何か有効でないような感じの答弁だったんですけれども、どうなんでしょう。必要ないんでしょうか。

○住宅政策課長

本事業の趣旨につきましては、今、委員申されるとおりでございます。所管課としては、今後の事業についてはいろいろ検討してまいりたいと思っておりますけれども、先ほどと繰り返しの答弁になりますけれども、単独事業であることから、予算所管課と今後検討してまいりたいと、協議をしてまいりたいと考えております。

○兼本委員

ということは、予算を出す以上に収入があればいいということですよ。ですよ。そういった形のものを今回はぜひ検証していただいて、どうなったかというのをぜひ、ご報告いただければと思います。

○委員長

次に、178ページ、土木総務費、マイホーム取得奨励補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

マイホーム取得奨励補助金について、お伺いいたします。資料をいただいておりますので、毎年の状況というのはわかるんですけれども。ことしが101件ありますということです。この事業も同じようにやっぱり、移住定住策として効果のあるものと考えておりますが、本市はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○住宅政策課長

本事業につきましては、移住定住策として一定の効果はあるものと考えておりますが、補助金、外部審査の結果では8人の委員のうち4人の委員から、必要性、効果性、継続性については低いというご意見もいただいております。今後の事業のあり方につきましては、この結果も踏まえまして、関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○兼本委員

ちょっと後で述べますが、私はこの101件あるというところ、そんなにどうなのかな。案外いいんじゃないかなと、いい事業ではないかというふうに思っております。この事業、6年目になるわけですよ。そもそも、本市が設定している定住人口の数と決定数という件数の目標値というのがありまして、これ何ですかね、昨年度の分になるんですかね、定住人口数が487件という形になっているんですね。487件ということは、これを30万円で計算したと

して、実際、補助金1億4610万円必要ではないのかなと。それが、実際にはこの枠でいくと28年か、これ。87件ですかね、という形になっていると。そういったところを見られて、審査委員の方々は必要ないというふうに思われたんではないのかなと私は推測するんですが、どうなのでしょう。

○住宅政策課長

先ほども申し上げましたように、一定の効果はあるものというふうに考えておりますけれども、補助金を交付する際にアンケート調査を実施しております、この補助金だけが要因ではないということもありますので、先ほど申し上げましたように、関係部署と協議を行いまして、業務のあり方については検討してまいりたいと考えております。

○兼本委員

これ、新築住宅という建てられる方って資金面に関してそんなにプロの方っていらっしゃるんですよね。ほぼ住宅メーカーなり住宅業者の営業マンが、ある程度資金計画で全部練ってくるわけですよ。その中には必ずこの補助金が入ってくるわけです。それをお客さんに言うか言わないかは別にして、入ってくるわけ。そうするとこの、やっぱり30万円であったとしても、この30万円がどう使われるか。飯塚市で建てると、例えば建物が30万円分安全性がよりよいものになるのかもしれないし、家具が買えないギリギリだったところが、この30万円で買えるようになるかもしれない。そういったところでは、非常に住宅メーカーの方々とかというのは、やはりこの補助金30万円というのをあてにされているというか、そういうところが非常にあるわけです。今回、国土交通省が、2017年、これ、建築物着工統計の中で飯塚市の住宅用建築物ですね。これ共同住宅とか含まれるんですけども、これが大体着工数は456棟あったということなんです。これは住宅新聞なんですけど、この中で飯塚地区の、その中のアパート関係が半期で大体30件近くあるわけです。そこを合わせると、60件近くアパートがあると。そうすると、さっき言った456棟、約400棟ぐらいが新築の注文住宅である、もしくは建売住宅という形なんです。そのうち、資料によれば約79件、これは、79件は他地域から飯塚市に入って家を建てられた方々ですよ。そうすると、400分の80、5分の1、約20%が飯塚市のこの補助金を使って、入ってこられているんです。私は非常に意味があると思うんですけど、どうでしょう。

○住宅政策課長

委員の意見も、貴重なご意見も参考にしながら、事業のあり方については考えてまいりたいと思っております。この補助制度につきましては、今委員が言われましたように、住宅メーカーに、広報についてはご協力していただいているところもございますので、その辺も踏まえたところで、事業のあり方については検討させていただきます。

○兼本委員

ぜひよろしくをお願いします。先日も小倉のほう、北九州のほうから飯塚に来られる方が補助金がないのでどうしようかなと心配されながら、飯塚の不動産の契約をされてあった方もいらっしゃいました。ぜひ、飯塚に来られる方が、予算がいっぱいになったので終わりではなくて、もうちょっと頑張ってもらえるような制度づくりをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○委員長

次に、178ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金、マイホーム取得奨励補助金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

私も今、同僚議員が質問して、思いと要望は最終的には一緒なんですけど、ちょっと考え方の、視点が違うところで質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、住宅リフォーム補助事業費として２千万円が計上されていますが、内訳をお尋ねいたします。

○住宅政策課長

住宅リフォーム補助事業費の２００４万円の内訳につきましては、２千万円が補助金でございまして、残り４万円が通信運搬費等の事務費となっております。

○勝田委員

事業費の２千万円は数値として書かれてあるから、私も理解できるんですよ。内訳ですか、ちょっと細かいのを知りたかったんですね。そこで、もし間違っていたら後で教えてください。まずこれは、１件の補助限度額の上限が１０万円ですから、一応、２００件を想定して計上された事業予算として理解してよろしいのでしょうか。

○住宅政策課長

補助金の事業費２千万円につきましては、今、委員が申されますように、補助限度額は１０万円といたしておりますけれども、８万２千円が交付額の平均になっておりますので、それを基準に２４０件程度を見込んだものでございます。

○勝田委員

２００件が２４０件なら、なうれしく思います。次に、この住宅リフォーム補助を始めたそもそもの目的ですね。それは一体どんなところにあったのでしょうか。

○住宅政策課長

本事業は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図ることを目的といたしております。

○勝田委員

市民の快適な住環境の整備と地域経済の活性化と答弁されましたけど、私もまさにそのとおりだと思います。飯塚市の第２次飯塚市総合計画の中にも、「子育て支援や雇用の創出等による若年層の定住促進を初め、地域特性を生かした産業の振興、次代を担う子どもたちの育成、健幸都市づくり等により、市外から人を呼び込み、市内の人が住み続けたいと感じられるような魅力ある定住環境の整備を図り、移住定住施策を積極的に推進します。」こういうふうにきちっと書かれてありますよね。そこで、過去３年間、先ほど２４年度からの数値がありますけれども、重なりますが、再度、過去３年間住宅リフォーム補助金として執行した件数及び交付金額について、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

過去３年間の交付実績でございますが、平成２７年度は３７０件で交付金額３０８２万６千円。平成２８年度は２２９件で交付金額１９２７万４千円。平成２９年度は２４９件で、交付金額１９８８万９千円を予定いたしております。

○勝田委員

これ、過去３年間は、平成２７年が平均すると８万３３１３円かな、それから平成２８年が平均しまして８万４１６５円、平成２９年が７万９８７５円、先ほど２４年度から言われたので、大体平均すると八万二、三千円というふうになったんだと思うんですよね。平成２８年度の決算成果説明書があったんですけども、その課題の中に「年度当初で予算不足を生じることから、年度を通じて受け付けできない状況である」というふうに、これ書かれてありました。先ほどの答弁でもあったんですが、このことに対して、改善に向けた取り組みがなされてきたと、私は思っているんですが、どんな改善をされてきたのか、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

先ほどから、年度を通じまして受け付けができていないという状況を踏まえまして、受け付けができるような改善に向けての取り組みにつきまして検討はしてまいりましたけれども、方

法としては予算の拡充、補正予算による対応、及び補助限度額の１０万円を引き下げること等が考えられますけれども、今のところ、申しわけございません、改善には至っておりません。

○勝田委員

この予算は本市の定住促進事業を行うための予算にもなるわけですね。市外から人を呼び込み、さらには定住していただくことで、人口増にもつながりますし、税金にも資するわけですよ。したがって、課題が明確になっているにもかかわらず、その改善に至っていないという答弁はどう理解すればいいのかと、ちょっと疑問に思います。私も先ほど同僚議員が言われたように、この事業の必要性や効果は、僕ははかり知れないものがあると考えているわけです。毎年１０月、年度途中で募集が、受付ですか、そういったものが締め切りになったり、これは市民にとっては、もしかすると、何と曖昧な事業かなというふうに、逆なことを考えられる市民もいるかと、誤解されかねないと思うわけです。したがって、予算の拡充はもちろんですが、私は先ほど課長が言われたように、補助限度額を１０万円以下に引き下げることに、これはやっぱり賛成できません。今でも８万なにがしでしょう。それでリフォームがどこまで補助ができるかというのは。だから、そこは賛成できないんですが、ぜひ年間通じて受付及び住宅リフォームが可能になるように、努めていただくことを強く要望して、この質問を終わります。

続けてよろしいでしょうか。次に、もう一つのマイホーム取得奨励金のほうに行きますが、このマイホーム取得奨励金の目的及び制度について、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

本制度は、本市への定住を促進し、もって、活気に満ちた地域社会を築くため、本市に転入し住宅の新築または購入をする者に奨励金を交付することを目的といたしております。平成２８年度までは、新築住宅の助成は購入費の１００分の１０で、上限５０万円を助成し、市内業者の施行及び販売の場合は、１０万円の加算をいたしております。中古住宅の助成は、新築住宅と同様に購入費の１００分の１０でございますが、上限を３０万円としておりましたが、２９年度から新築住宅ともに上限を３０万円とし、市内業者の施工販売に係る１０万円の加算をなくしております。申請要件といたしまして、５年間を超えて定住する意思を有すること等の要件を定めております。

○勝田委員

私はこの事業に関しても、過去を振り返るために決算特別委員会のときに出されています平成２８年度の決算成果説明書に目を通させていただきました。このことについても、ここのマイホーム取得奨励金については、平成２６年度、２７年度で事業を実施してきたが、年度途中で予算不足が生じ、この制度を打ち切らざるを得なかったと。平成２８年度においても、年度途中で予算不足を生じており、２０件ないし３０件の受付申請ができなかったと思われる。こういうふうな課題が書いてあるわけですね。この事業が、果たしてこれで市民のニーズにこたえているのかどうか。ちょっと疑問に思うんですが、どうお考えでしょうか。

○住宅政策課長

平成２８年度中に申請受付ができなかった分につきましては、平成２９年度予算におきまして対応ができておりますが、交付時期が約半年おくれたことにつきましては、十分にニーズにこたえることができなかったものと考えております。

○勝田委員

このことに関しても、先ほどと同じように、この反省を踏まえて、どういった改善に向けた取り組みをしたのか、お尋ねしたいと思います。

○住宅政策課長

改善に向けての取り組みといたしまして、先ほど制度内容の変更につきましてご説明いたしましたが、平成２９年度から新築、中古住宅ともに上限を３０万円とし、市内業者の施工販売

に係る10万円の加算をなくしたことによりまして、より多くの申請を受け付けできるように見直しを図ったところでございます。本年度は、12月末までの転入者を対象といたしておりますが、全て申請を受け付けをすることができております。

○勝田委員

そこで、今後やはりこれを受付開始の時期だとか、受付終了時期に関しても、十分再考する必要があるのではないかと思いますし、また、事業のあり方についても、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。そこで、今後、この事業をどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○住宅政策課長

本事業につきましては、先ほど申し上げましたけれども、補助金外部審査の結果を踏まえまして、今後の事業のあり方については関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○勝田委員

それで、先ほどのマイホームの分もそうなんですが、ここでも先ほど言われていました補助金外部審査員の方ですかね、その方の4名が、必要性、効果性、継続性については低いという意見を申されたというようなことを言われていましたね。私は逆に、この事業の必要性だとか、効果性は、僕は大きいと思っています。そのことがこの飯塚市にとって定住施策推進にも結びつく、大いに役立つ事業だと私は理解しているわけです。したがって、市長、できるだけこれ予算拡充も含めて、今後もこの事業を継続していただくように強く要望して、この質問を終わりたいと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

○委員長

次に、178ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

土木総務費、住宅リフォーム補助金につきまして、すみません3人目になりますけれど、質問させていただきます。3番目ですので、大体の質問のほうは出尽くしているかと思うんですけど。私、ちょっと違う視点からこれにつきましては、質問をさせていただきたいと思います。と申しますのも、今回、30年度予算2千万円、250件ということで予算組まれているんですが、私も同僚議員が言われているように、この工事金額については予算の増額及び割合制限、限度額ですね。こういった部分の撤廃といいますか、拡充ですね、それを求めたいと思うんですが、その際に、私の視点としては、環境面での対策ができないかというところで提案をしたいと思います。以前、汚水処理行政について、一般質問を何度かさせていただきました。そのときに、飯塚市の河川の水質をよくするために、生活雑排水対策というのがまずもって必要だというふうな趣旨でさせてもらっておったんですが、そのときに、なぜ河川が汚れるのかといったときに、その下水道の未接続の現状及び単独式浄化槽、汲み取り式という部分がまだ残っておるというところで、やはり雑排水がそのまま河川に流入しているというふうな状況がございます。ですので、こちらの接続と、単独式汲み取りの合併浄化槽化という部分での、補助金創設の要望などもさせてもらっておったんですが、なかなか進まないというふうな現状があるというふうに聞いておりまして。そこに関してはやはり接続する際の費用、移行する際の費用負担という部分がかなり大きいというふうに聞いております。そういった部分があるので、やはりなかなか、環境面にいいのはわかっておってもなかなかできないとか、もともと住宅も古くなっていて、住んでいらっしゃる方も高齢化しておるので、そこまでしてというふうなところから、そういう現状も生じておるというふうな担当課の話も聞いておるんですけども、そこに関して、下水道の接続に自己負担が必要なことの啓発を行う際、上下水道局独自の融資制度、

高齢者世帯補助金に加えて、リフォーム補助金を紹介しておるということだったんですが、トイレの水洗化改修工事というのは、対象になっておりますでしょうか。

○住宅政策課長

トイレの水洗化改修工事につきましては、耐久性の工事の対象として、下水道へのつなぎ込みまでを対象工事といたしております。

○永末委員

では、過去３年間のトイレ改修工事に係る補助金の交付実績はどうなっておりますでしょうか。

○住宅政策課長

下水切り替え工事等につきましては、平成２７年度で１０件、平成２８年度で２２件、平成２９年度で１８件となっており、合併浄化槽工事は、平成２７年度で６件、平成２８年度で９件、平成２９年度で、今のところ３件となっております。

○永末委員

件数少ないですけど、実績が徐々に上がっておるというふうなことかと思うんですが。こういった視点から、水洗化の改修のリフォーム補助金というのは有効だと考えるんですけども、ただ一方で、先ほどから答弁あっているように、年度途中で予算額に達してしまって、受け付けも終了せざるを得ない状況だということです。汚水処理行政の側面からも、この予算額の増額ということが検討できるのではなかろうかと思うんですけども、この点につきまして、答弁をお願いします。

○住宅政策課長

汚水処理行政に限らず、この事業のあり方につきましては、先ほどからいろいろなご意見をいただいております。今後、関係部署と協議を行いまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。議案第３号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明３月１５日午前１０時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。これをもちまして、平成３０年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。